



上下水道課

管理グループ TEL 0778-53-2241
上水工務グループ TEL 0778-53-2236

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号



鯖江市水道 事業ビジョン

どんなときも いのちみず
鯖江の未来を支える生命水



令和元年10月



はじめに

第1章 策定にあたって

1.1 策定の趣旨 02

1.2 位置付け 03

現在の姿

第2章 鯖江市水道事業の概要

2.1 水道事業の沿革 04

2.2 水道施設の概要 04

第3章 現状と課題

3.1 安全な水道水の安定供給【安全】 10

3.2 もしものときの災害対策【強靱】 12

3.3 未来につづく水道事業【持続】 16

3.4 前回ビジョン施策の進捗状況 25

将来へ向けた取り組み

第4章 目指すべき方向性

4.1 基本理念 27

4.2 基本方針 27

第5章 重点取組項目

5.1 施策の体系 28

5.2 重点取組項目と施策【安全】 30

5.3 重点取組項目と施策【強靱】 32

5.4 重点取組項目と施策【持続】 34

第6章 進行管理

6.1 フォローアップ計画 38

資料

第7章 参考資料

7.1 用語解説 40

鯖江市水道事業ビジョン

基本理念

いのちみず
どんなときも鯖江の未来を支える生命水

3つの目指すべき目標と8つの重点取組項目



第1章 策定にあたって

1.1 策定の趣旨

本市は昭和33年度創設時から人口が増加しており、平成30年度末における給水人口は69,374人となっています。給水普及率は100%を達成し、市全域に安全な水をお届けしています。

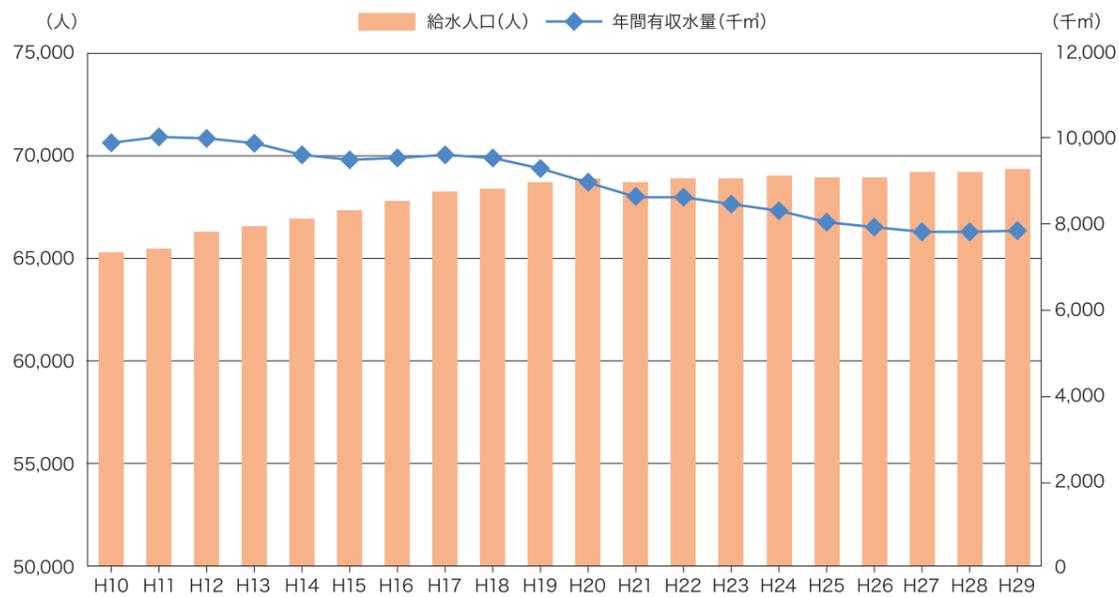
一方、下図のとおり右肩上がりに伸びてきた給水人口が近年横ばいとなり、いずれは少子高齢化とともに減少に向かうものと予測されています。

また、使用水量の減少や生活様式の変化、節水機器の普及などにより、水需要も年々減少しています。水需要の減少は給水収益の減収につながることから、独立採算制を原則とする水道事業においては、ますます厳しい経営環境になると考えられます。

このような中で「安全な水道水を供給すること」、「災害時における安定供給のため防災・減災機能を高めること」、「経営基盤の強化により健全な水道事業を持続させること」は水道事業者の使命であり、必要な水道施設の見直しや適切な維持更新は欠かせません。

本市では平成21年度の「鯖江市水道ビジョン」の策定から約10年が経過しており、見直しの時期を迎えました。

そこで、今後の水需要の減少に対応した持続可能な水道事業の実現に向けて「どんなときも鯖江の未来を支える生命水」を基本理念とし、これを達成するために3つの目指すべき目標と8つの重点取組項目の実行を目的として「鯖江市水道事業ビジョン」を新たに策定しました。



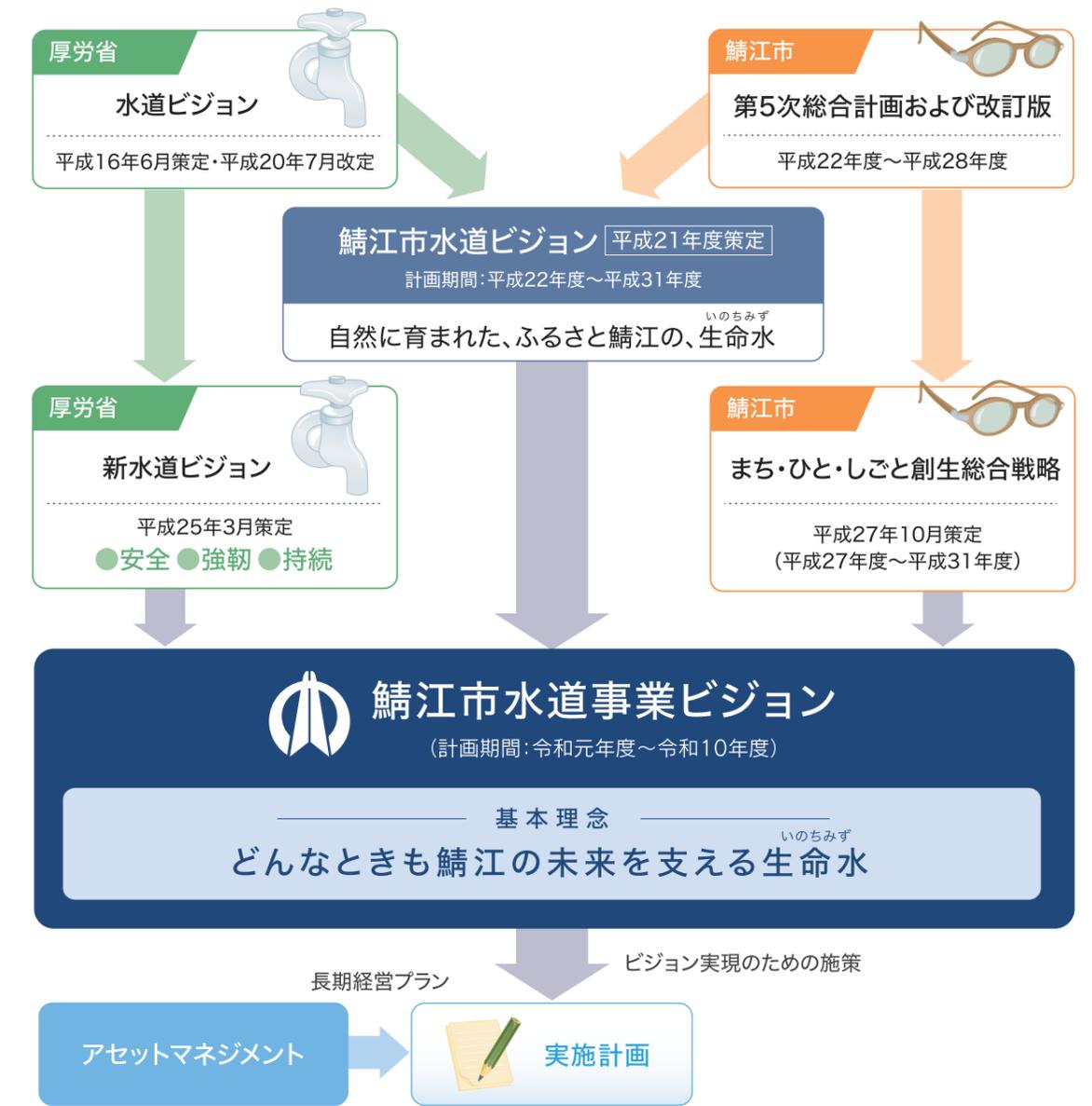
1.2 位置付け

本市の水道の現状と将来の見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像を描いたものとして、平成21年度(計画期間:平成22年度~平成31年度)に「鯖江市水道ビジョン」を策定しました。

今回の「鯖江市水道事業ビジョン」は、人口減少など前計画以降の社会情勢の変化に対応することや、平成25年3月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」で掲げられた「安全」「強靱」「持続」を基本方針とする施策との整合を図ること、さらに「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「安全・安心でおいしい水の安定供給」をより向上させることなど、上位計画に則して前回ビジョンの改訂を行うものとして策定しました。

「鯖江市水道事業ビジョン」の中では、現在の水道事業の課題を改めて分析・評価したうえで、本市として目指すべき将来像を設定し、この実現のために取り組むべき施策を示し、今後の実施計画へとつなげていきます。

本ビジョンの計画期間は令和元年度~令和10年度の10年間とします。



第2章 鯖江市水道事業の概要

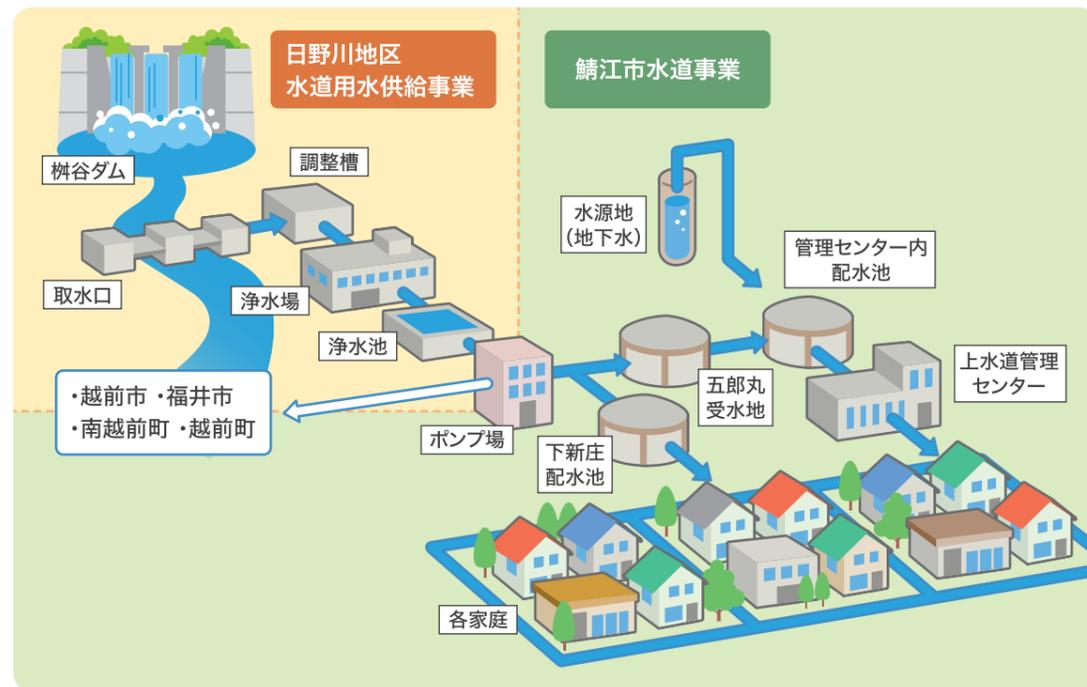
2.1 水道事業の沿革

本市の水道事業は昭和33年4月の創設以来、給水人口および給水量の増加に合わせて4度の拡張事業を行っています。創設から60年が経過した現在、水道普及率は100%を達成しており、市民生活や社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っています。

	認可年月	計 画		拡張事業内容
		給水人口(人)	給水量(m ³ /日)	
創 設	昭和33年4月	23,500	5,288	
第一次拡張	昭和38年12月	29,000	6,525	給水区域の拡張
第一次変更	昭和40年12月	35,000	7,875	給水区域の拡張
第二次拡張	昭和44年3月	39,000	12,480	給水区域の拡張
第三次拡張	昭和47年1月	46,000	20,700	給水区域の拡張
第一次変更	昭和49年12月	70,000	49,000	全ての簡易水道を上水道事業に統合
	昭和51年10月			上水道管理センター完成
第四次拡張	平成17年3月	70,100	52,600	用水供給事業から受水

2.2 水道施設の概要

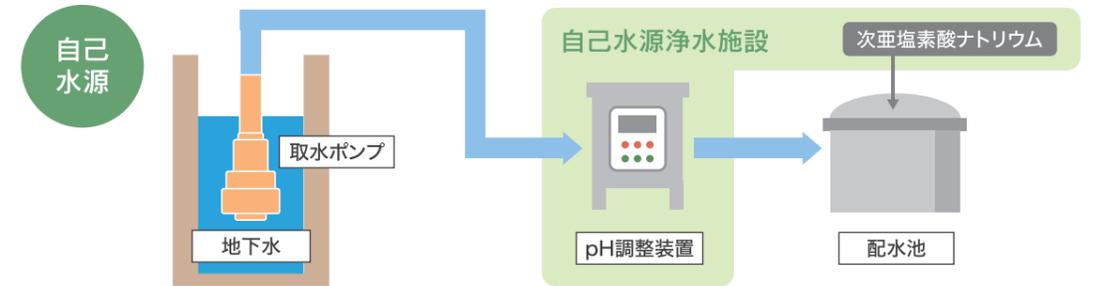
日野川地区水道用水供給事業から受水した県水とともに、自己水源から取水された地下水は浄水施設で処理され、送水・配水施設(ポンプ場、配水池など)を経由し、各給水区域に配水されています。



1 浄水施設について

【自己水源系:地下水】

自己水源(地下水)の浄水施設は、浅井戸および深井戸から取水した地下水を上水道管理センターで消石灰によるpH調整、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行い、水道水質基準に適合した安全な水質を確保しています。

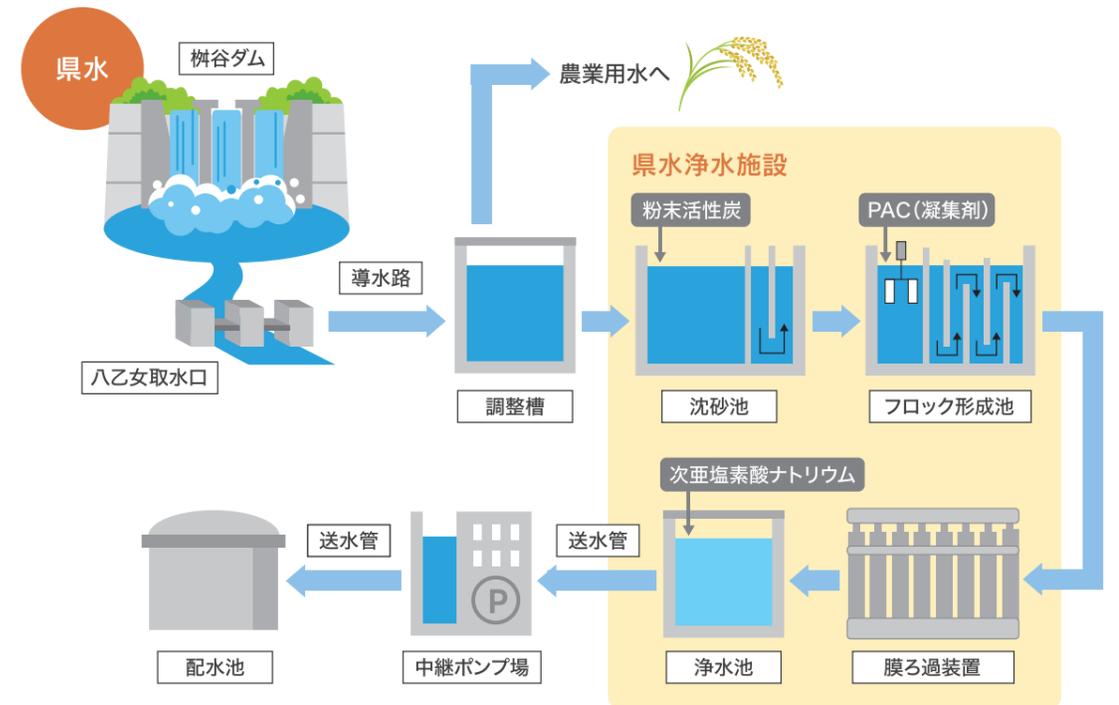


【県水浄水施設:日野川地区水道用水供給事業】

本市では、市民のみなさまにいつでも安全・安心で安定した水道水を供給し、快適な暮らしを支えるために、平成18年度より県水を受け入れています。

県水は榎谷ダムの水を利用し、南越前町八乙女にある取水口で取水、越前市大塩町にある浄水場に送られます。浄水場では膜ろ過方式により、クリプトスポリジウムなどの病原性原虫や細菌類等を除去して水質の安全性を確保しています。

この浄水は近隣市町(越前市・福井市・南越前町・越前町)にも供給され、利用者の家庭に届けられています。



2 水道施設位置図

本市の水道施設は、市南部に上水道管理センターや受水地、水源が集まっています。

また、高低差の大きい北部や東部にはポンプ場や配水池などがあり、市全域に施設が点在しています。



河和田第2配水池



上水道管理センター



五郎丸受水地



下新庄配水池

凡例

- 水源地
- 配水池・受水地・調整池
- ポンプ場
- 浄水場

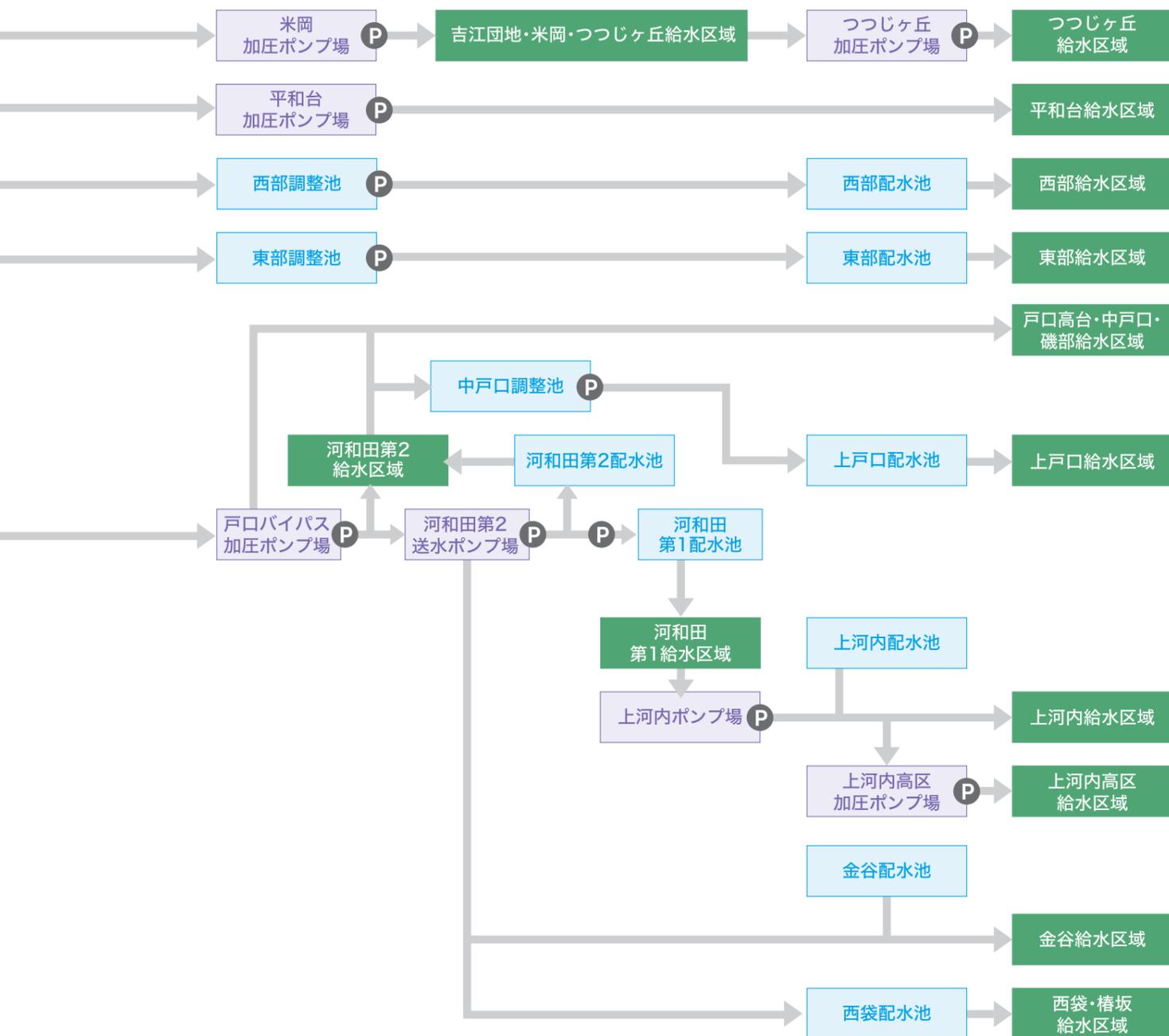
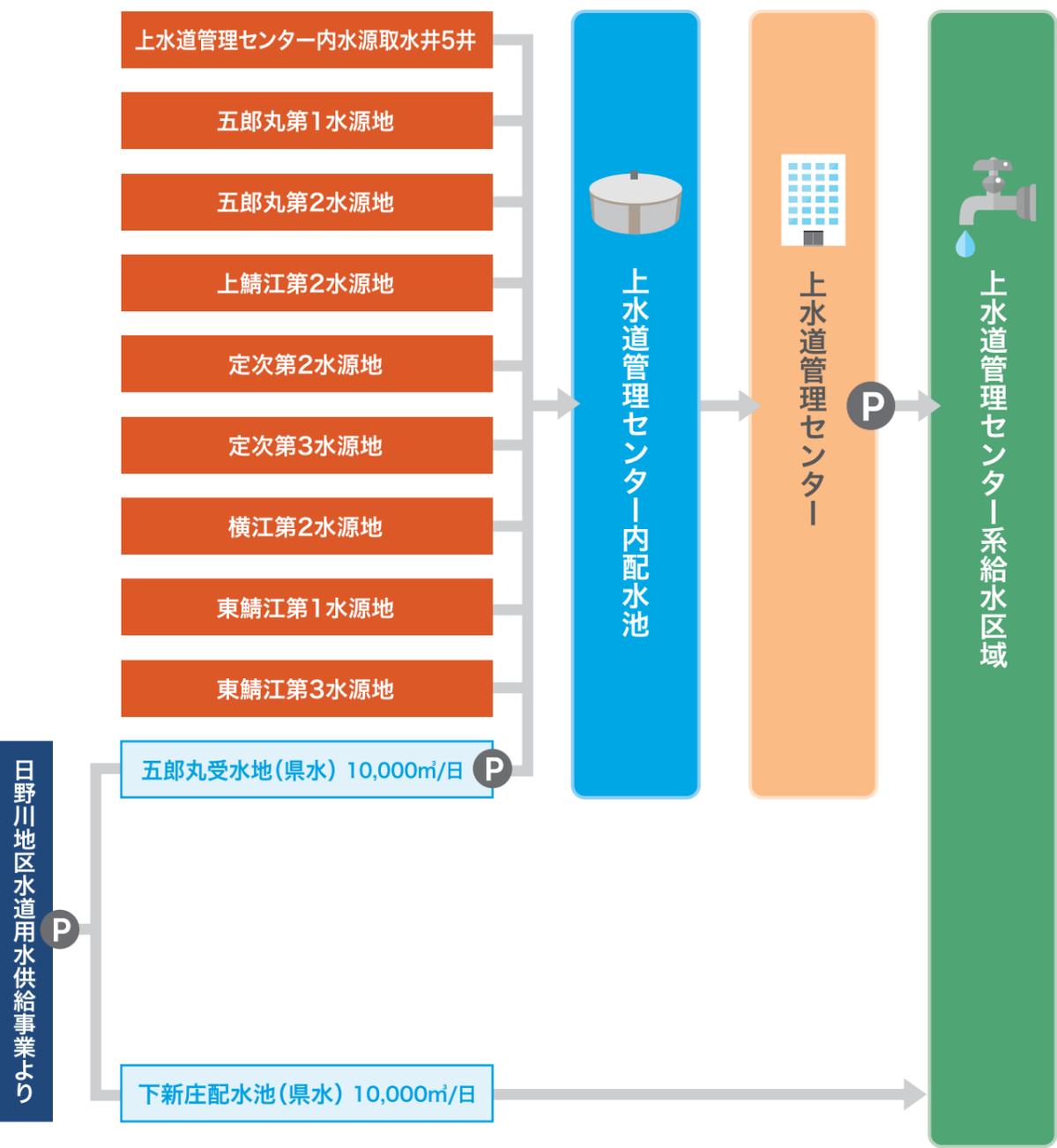
3 配水フロー

自己水源系の地下水(浅井戸・深井戸)は、上水道管理センター場内および付近に点在する8箇所の水源地より取水し、消石灰注入によるpH調整、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った後、一旦管理センター内配水池に貯留されます。貯留された処理水は各給水区域に直接配水またはポンプ場や調整池・配水池を経由し、各給水区域に配水されます。

県水(日野川地区水道用水供給事業)からの受水は、五郎丸受水地から管理センター内配水池に送られ、下新庄配水池からは各給水区域に直接配水されます。



管理センター内配水池



第3章 現状と課題

3.1 安全な水道水の安定供給【安全】

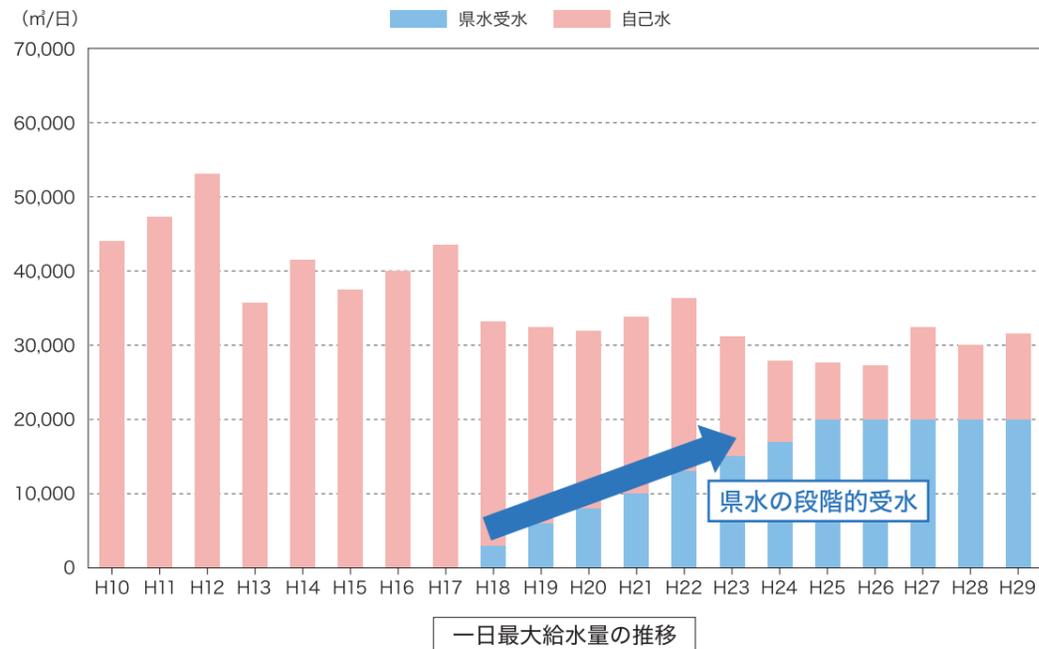
1 水源の確保

本市の水道は昭和33年の創設から、水源はすべて自己水源（浅井戸・深井戸）で運用してきましたが、給水需要の増大への対応、都市化の進展による水質悪化や地下水汲み上げによる地盤沈下も懸念されたことから、平成18年度から段階的に県水（日野川地区水道用水供給事業）を受水しており、平成25年度以降は1日20,000m³を受水しています。

一方、自己水源の地下水は年間を通じて水質の変動が少なく良好な水質を保っていますが、長年の使用による井戸の目詰まりなどにより、取水能力は徐々に減少する傾向にあります。

また、地下水ゆえに汚染物質が地下に浸透するなどした場合、広範囲に影響することが考えられるため、水質の変化を把握する必要があります。

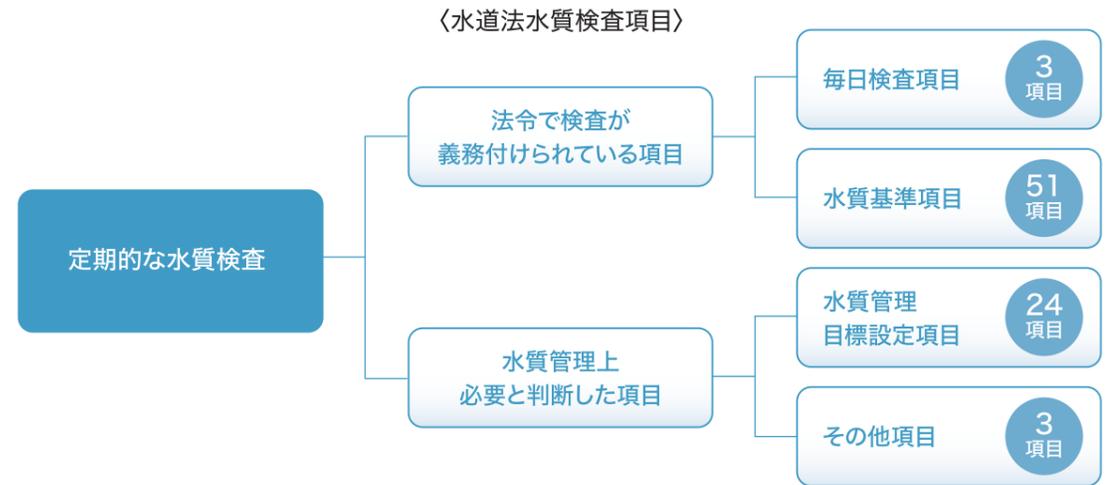
本市は自己水源（浅井戸・深井戸）と県水（ダム水）の水源種別が異なる2系統を確保することで、給水の安定性ととも、万一の災害や水質事故などのリスク対策を図り、安全な水道水の確保に努めています。



2 水質管理体制

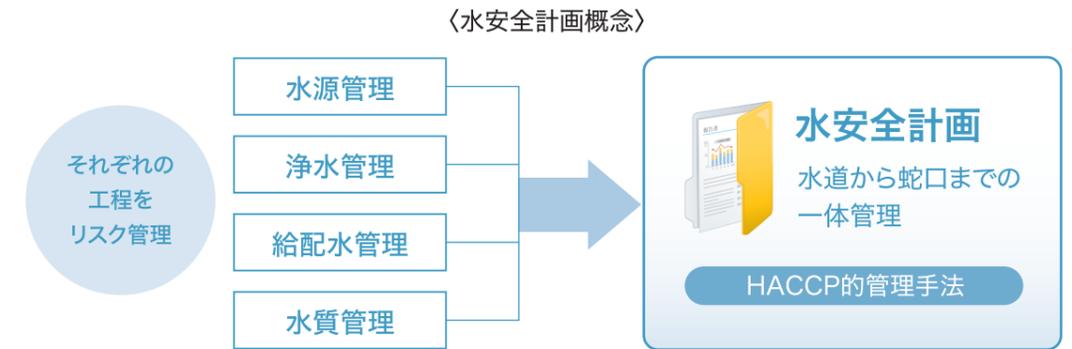
◆自己水源

毎年水質検査計画を策定し、定期的に原水および浄水、ならびに給水栓での水質検査を実施し、水質の安全確保に取り組んでおり、これらの情報はホームページで公表しています。



◆県水（日野川地区水道用水供給事業）

県水は、榑谷ダムより下流の表流水を取水するため、工場排水や下水処理施設からの汚水流出などのリスク対策や、浄水処理工程の管理強化など、安全な水質を確保するための水安全計画を策定し、水質管理の強化を図っています。



3.1 現状と課題

安全

- 1 安全で良質な水道水の安定供給を今後も継続するため、水源の保全が必要です。
- 2 水質検査を定期的に行っており、今後も「安全でおいしい水」を供給するため、水質管理を徹底する必要があります。

3.2 もしものときの災害対策【強靱】

1 施設の耐震性

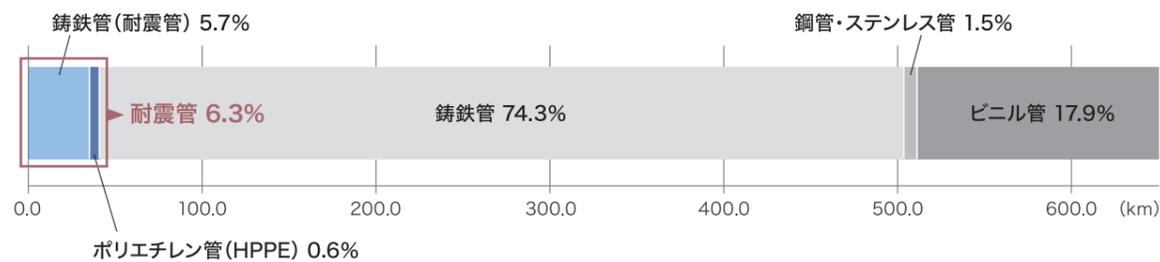
本市には受水地が1箇所、配水池が10箇所あります。このうち耐震性能を有するのは「五郎丸受水地」および「下新庄配水池」のほか、「管理センター内配水池」、「河和田第2配水池」、「金谷配水池」の5施設となっています。

施設名	規格	耐震性能	年度
五郎丸受水地	SUS製,V=400m ³	○	H18.03
下新庄配水池(2池)	PC造,V=6,000m ³	○	H22.03
管理センター内配水池(2池)	PC造,V=15,000m ³	○	S51.03
西部配水池	RC造,V=206m ³		S47.03
東部配水池	RC造,V=373m ³		S39.03
上戸口配水池	RC造,V=78m ³		S58.03
河和田第1配水池	RC造,V=350m ³		S38.03
河和田第2配水池	PC造,V=1,500m ³	○	S53.03
上河内配水池	RC造,V=48m ³		S38.03
金谷配水池	SUS製,V=42m ³	○	H14.03
西袋配水池	RC造,V=50m ³		S38.03

2 管路の耐震性

本市の布設管路延長は約620kmで、そのうち耐震管は全体の6.3%と少なく、管路の耐震化が進んでいない状況です。

しかし、すべての管路を一齐に耐震管に更新することは現実的に難しいことから、病院や避難所などの重要な施設に配水する管路を優先的に耐震化する必要があります。



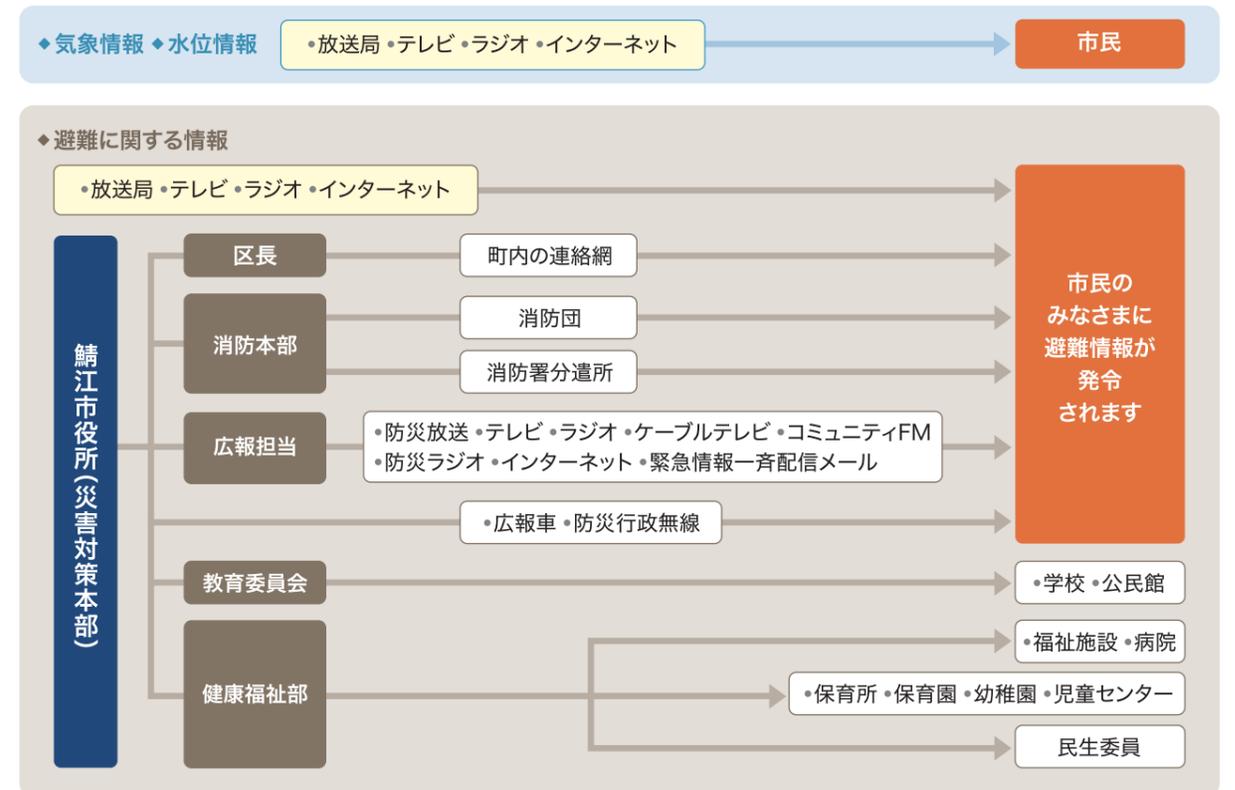
3 災害時の連絡・協力体制

本市では大規模な災害に備えて、以下のように避難に関する情報伝達を行います。

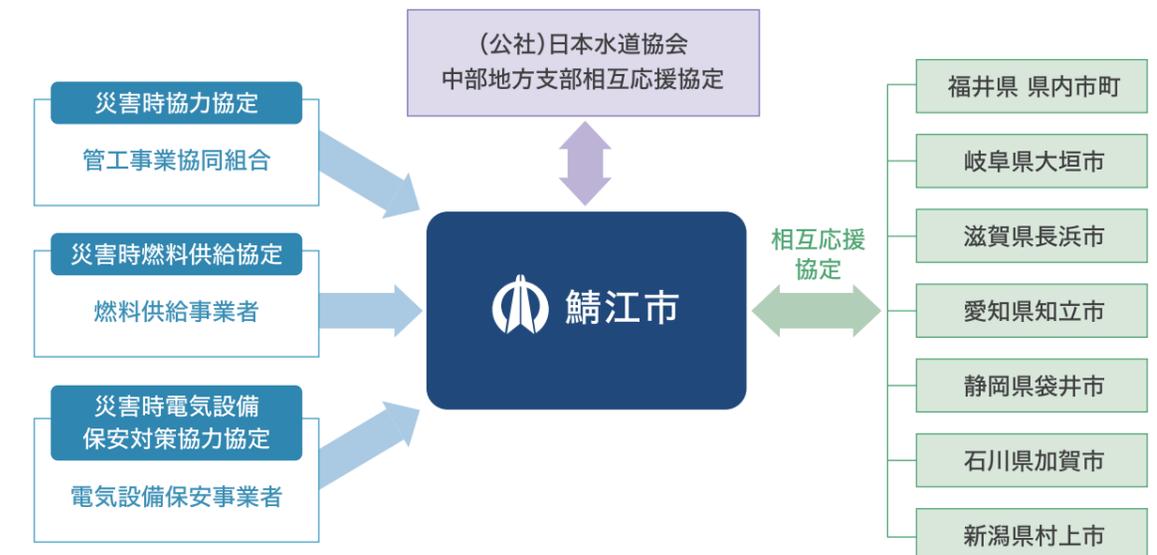
また、県内外の他市町や協会社と協定を結んでおり、災害時の協力体制を整えています。

このほか、危機管理マニュアルを策定し、防災訓練の実施などにより緊急時の情報の共有化や意志統一を図っています。

◆情報連絡体制



◆災害時における応急給水、応急復旧の協力体制



(出典根拠: 鯖江市地域防災計画)

4 避難所の位置

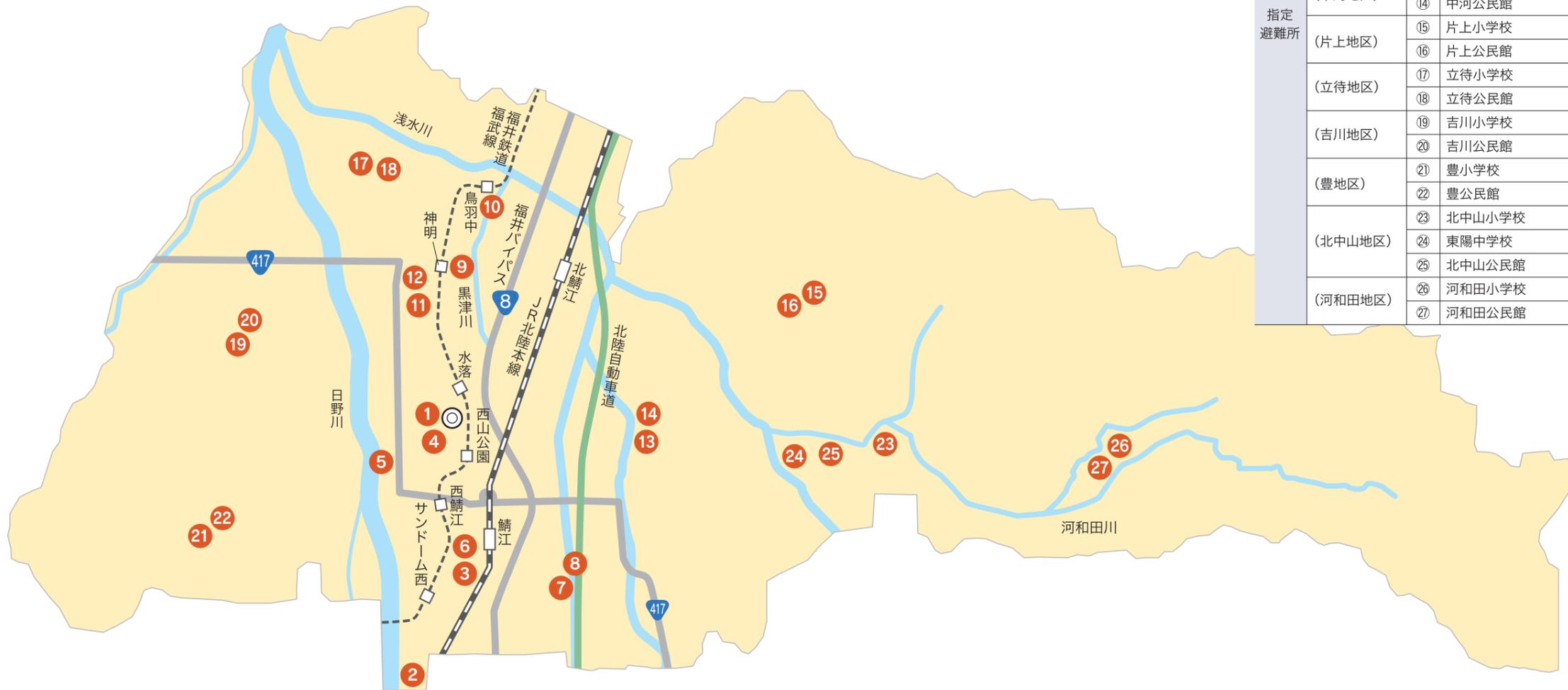
下図のとおり、行政機関のほか、市内には25箇所の指定避難所があります。

このほか、「幼稚園・保育所」「児童センター」「公園」など57施設についても指定緊急避難場所となっています。

また、「一時待避協力事業所」もあります。

これら避難所の位置などを市民のみなさまが確認できるように、「災害時サポートガイドブック」を各家庭や事業所に配布し、ホームページにも掲載しています。

ほかにも、「鯖江市土砂災害・洪水ハザードマップ」や「鯖江市ため池ハザードマップ」などで地震や豪雨による被害の恐れのある地域が確認できます。



避難所	地区	No.	名称	保有資機材
行政機関		①	鯖江市役所	給水車(2.0t)1台、給水タンク(2,000ℓ)8個
		②	上水道管理センター	給水タンク(2,000ℓ)2個、給水タンク(1,500ℓ)2個
指定避難所	(鯖江地区)	③	惜陰小学校	 小学校 給水用ポリタンク(15ℓ) 各40個×12 中学校 給水用ポリタンク(15ℓ) 各20個×3
		④	進徳小学校	
		⑤	鯖江中学校	
		⑥	鯖江公民館	
	(新横江地区)	⑦	鯖江東小学校	
		⑧	新横江公民館	
	(神明地区)	⑨	神明小学校	
		⑩	鳥羽小学校	
		⑪	中央中学校	
		⑫	神明公民館	
	(中河地区)	⑬	中河小学校	
		⑭	中河公民館	
	(片上地区)	⑮	片上小学校	
		⑯	片上公民館	
	(立待地区)	⑰	立待小学校	
		⑱	立待公民館	
	(吉川地区)	⑲	吉川小学校	
		⑳	吉川公民館	
	(豊地区)	㉑	豊小学校	
		㉒	豊公民館	
	(北中山地区)	㉓	北中山小学校	
		㉔	東陽中学校	
		㉕	北中山公民館	
	(河和田地区)	㉖	河和田小学校	
		㉗	河和田公民館	

(出典根拠: 鯖江市災害時サポートガイドブック)



鯖江市給水車



車載用給水タンク

3.2 現状と課題

強靱

- 1 災害が発生した場合に備えて応急復旧や応急給水などの体制を整えていますが、今後はより迅速に対応できる体制の強化が必要です。
- 2 災害時でも病院や避難所への給水を確保するため、管路の耐震化を進める必要があります。

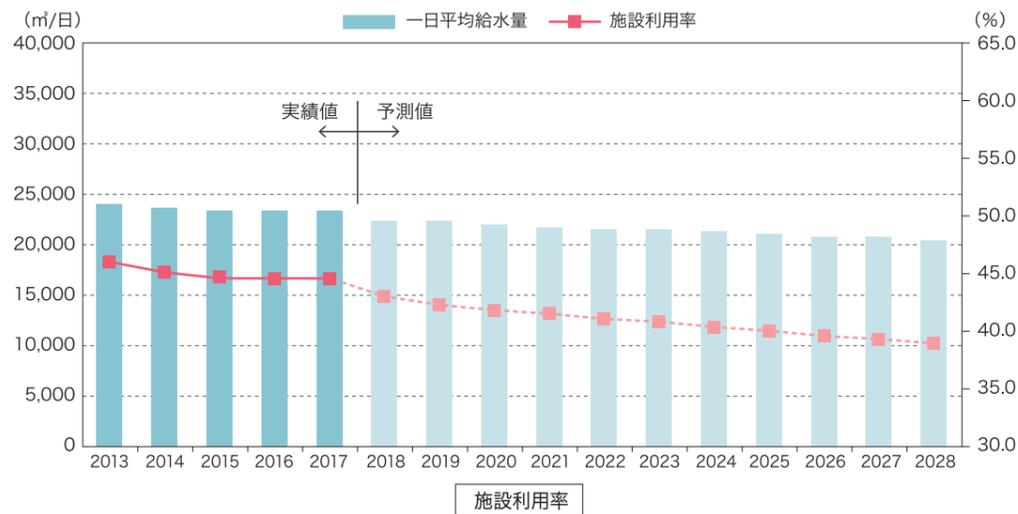
3.3 未来につづく水道事業【持続】

3.3.1 水道施設

1 施設の効率性

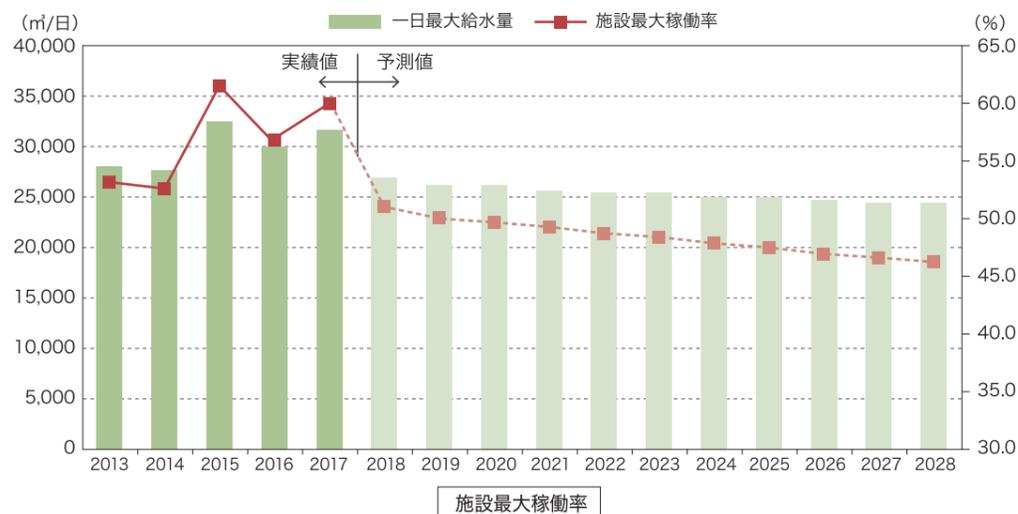
施設の効率性の指標として、「施設利用率」と「施設最大稼働率」があります。どちらも施設の持っている能力に対してどの程度水が使用されているかを示す指標です。

施設利用率は「一日平均給水量」/「一日給水能力」で算出し、施設能力に対する平均的な使用量の割合を示します。本市の施設利用率は44.6%（2017年度）になっており、施設が有効に利用されているとはいえません。今後は、一日平均給水量の減少に伴って低下していくことが予測されます。



施設最大稼働率は「一日最大給水量」/「一日給水能力」で算出し、年間のうち最も水を使用したときの稼働率を示します。

本市の施設最大稼働率は60.0%（2017年度）であり、施設能力の半分程度しか利用されていません。さらに今後は、一日最大給水量の減少に伴って低下していくことが予測されます。

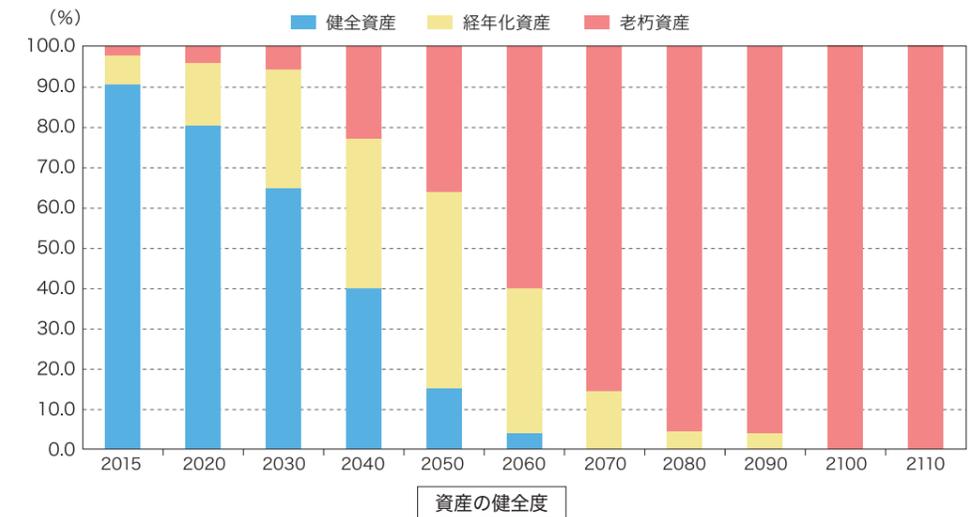


2 水道施設の健全度

現在保有している水道施設について、今後更新を実施しなかった場合、将来の水道施設の老朽化を示す健全度評価は下図のとおりです。

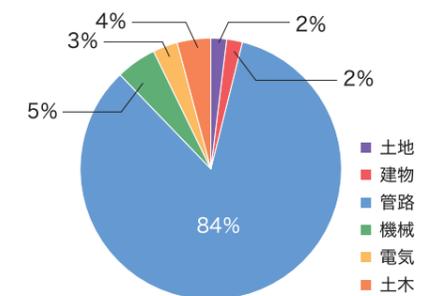
2015年度（平成27年度）に当初約90%である青色の健全資産は徐々に減少し、2060年度（令和42年度）には4%まで低下します。それに伴って当初約3%である赤色の老朽資産が2060年度（令和42年度）には60%を超える見通しです。

このまま何もしなければ老朽化が急速に進むことから、計画的な更新が必要です。



3 水道資産の保有状況

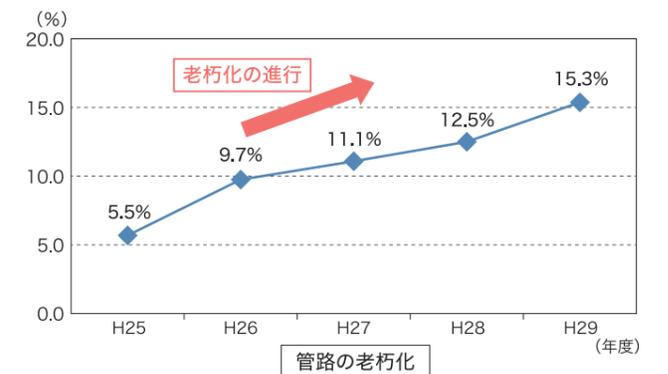
本市は、今まで整備してきた水道施設として、現在価値でおよそ215億円の資産を保有しています。そのうち84%を管路施設が占めています。



4 管路の老朽化

法定耐用年数(40年)を超える管路は、平成29年度末で全体の15.3%になっています。

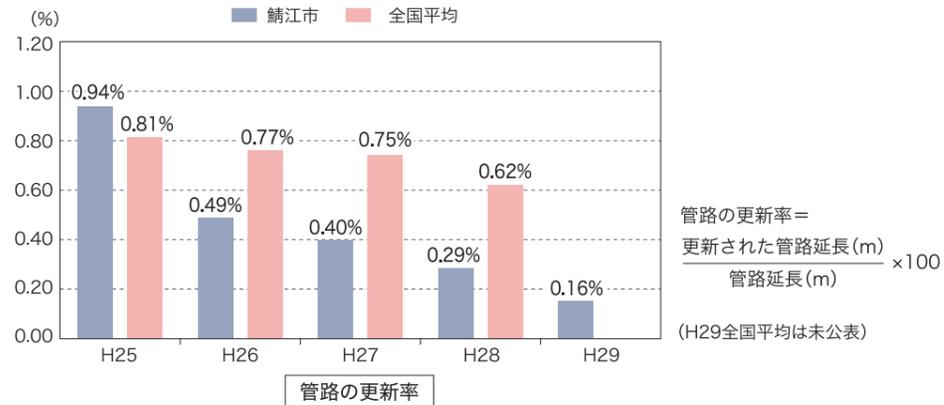
高度成長期に布設された管路が更新時期を迎えており、管路更新を上回るペースで老朽化が進んでいます。



5 管路の更新率

下図は近年の管路の全延長に対する更新率を示しています。

本市では近年の更新率が全国平均を下回っており、5年平均の更新率は0.45%となっています。このペースで更新を進めるとすべての管路を更新するのに200年以上かかる計算となります。



3.3.2 水道事業経営

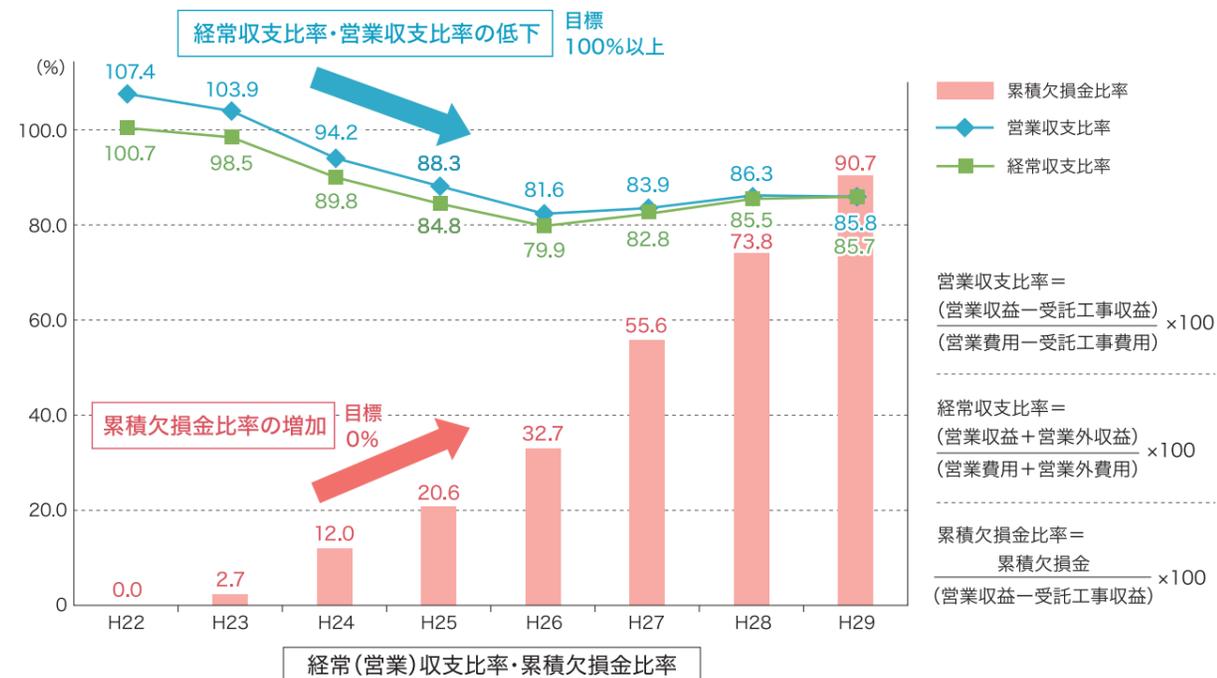
1 経営状況

近年の経営状況を下図のグラフに示します。

「営業収支比率」や「経常収支比率」は1年間の各種収入に対する支出の割合で、100%以上を健全経営の目標とする代表的な経営指標です。

本市では近年100%を下回っている状況が続いていることから、累積欠損金が年々増加しています。

この赤字を解消するには、収入を確保し、支出を抑制していく必要があります。



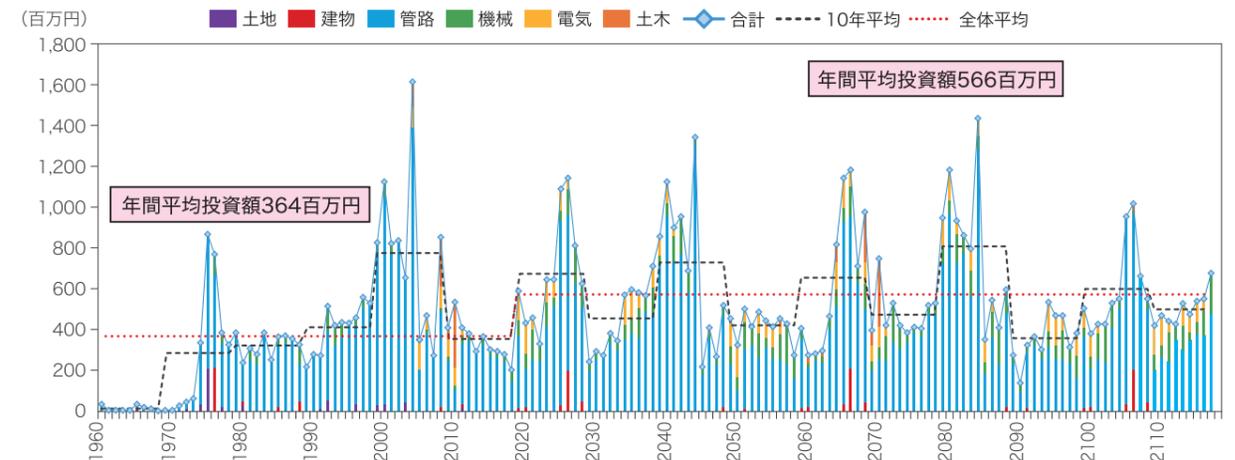
2 更新需要の見込み

次に、今後の更新需要について下図に示します。

水道施設は整備した時期やモノ(管路や構造物、機械設備など)によってそれぞれ更新時期が異なります。それらを整理して将来必要な投資額とその時期を算定しました。

会計基準である法定耐用年数で更新した場合、将来の建設投資額は年間平均で566百万円となりました。これは、これまでに投資した年間平均投資額364百万円の約1.6倍に相当します。

今後増加する更新需要に対して水道施設を健全な状態で維持するためには、水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化(ダウンサイジング)を図ったうえで財源を確保し、着実に更新を行っていく必要があります。



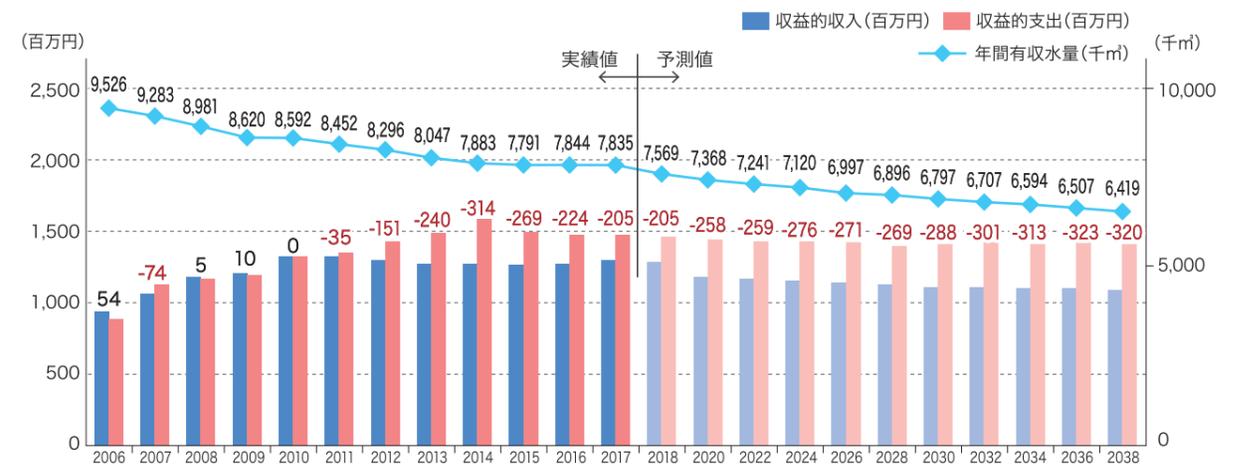
3 財政収支の見通し

下図は収益的収支の過去10年間の実績値と今後20年間の予測値を表します。

2006年度(平成18年度)に県水受水を開始し、翌年7,400万円の赤字となりましたが、その年の料金改定により一旦黒字に回復しました。

しかし、有収水量の減少により2011年度(平成23年度)以降は損失が続き、2017年度(平成29年度)には約2億円の赤字となっています。

今後20年間で有収水量は現状の8割程度まで減少し、2038年度(令和20年度)には約3.2億円の赤字が見込まれることから、ますます厳しい経営状況となる見通しです。

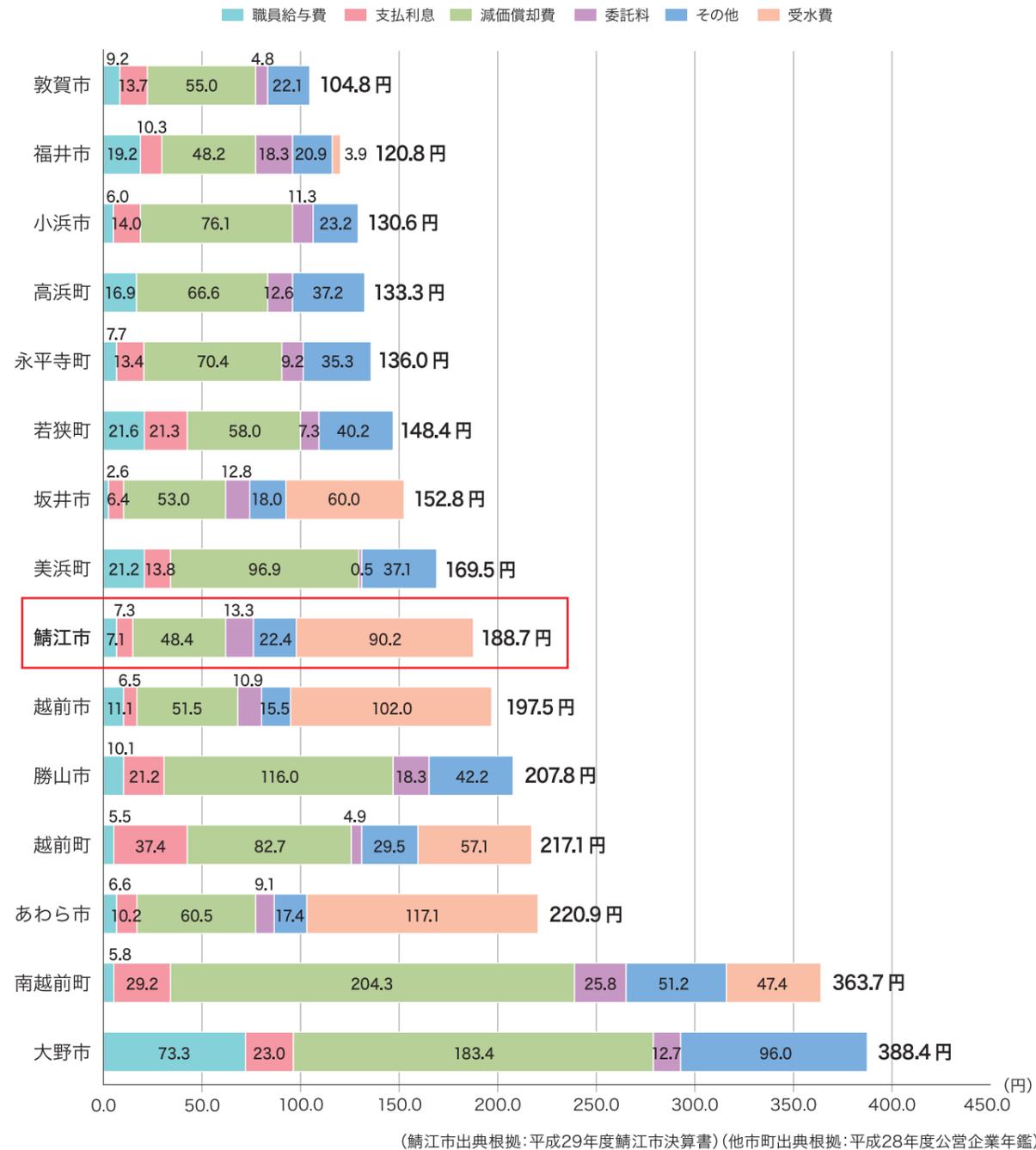


4 有収水量1m³当たりの費用

本市の水道事業にかかる費用を有収水量1m³あたりに換算すると「188.7円」になります。

この費用の内訳は受水費が全体の約50%を占めます。他団体と比較しても、受水費の占める割合が高くなっています。

また、今まで整備してきた施設の減価償却費も全体の約26%を占めています。受水費や減価償却費は固定的な費用であり、水需要の減少に伴って1m³当たりの費用が増加傾向にあります。



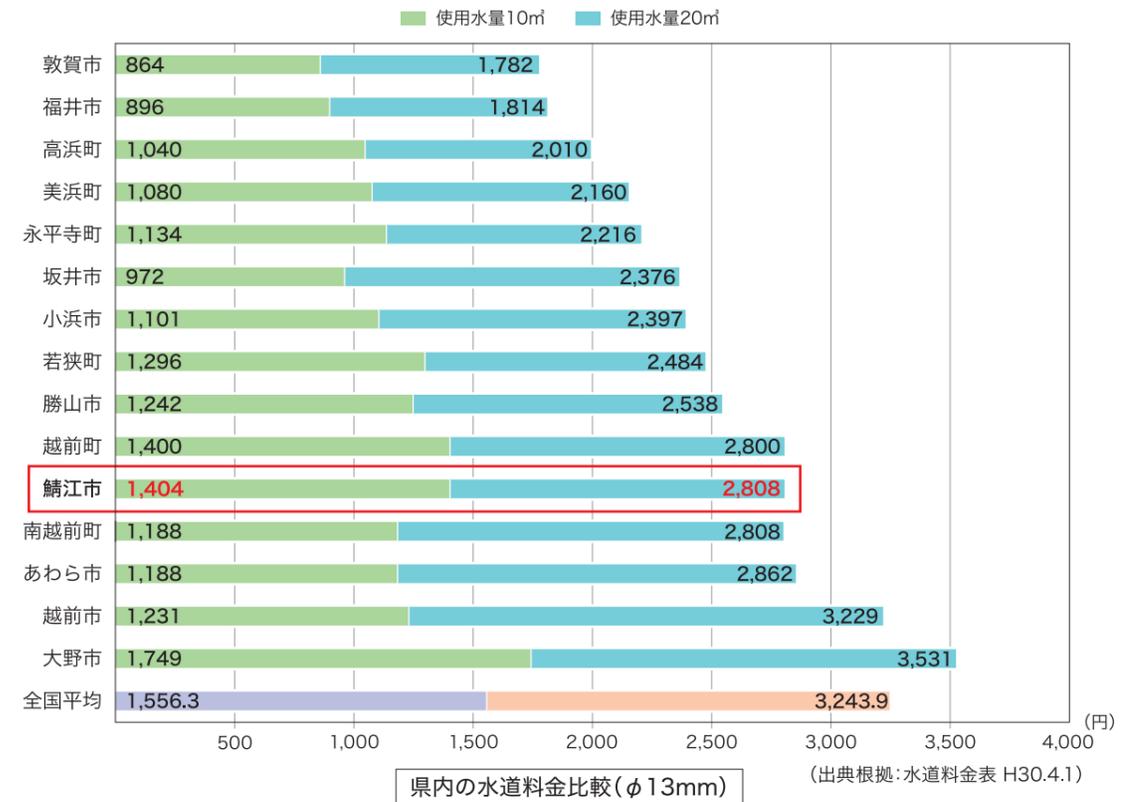
有収水量1m³当たりの費用

5 水道料金

下図は福井県内の口径13mm、1ヶ月当たり10m³および20m³を使用した場合の水道料金を表しています。県内の水道料金は、最大で約2倍の料金格差があります。

また、県水受水団体は受水費による影響もあり、概ね高い料金設定となっています。

本市では使用水量が10m³の場合「1,404円/月」、20m³の場合「2,808円/月」になります。県内では平均よりやや高くなっていますが、全国平均と比較すると低廉な料金といえます。



6 料金回収率

次に水道料金の回収率ですが、これは水1m³当たりの売価(供給単価)を水1m³当たりを作る原価(給水原価)で割って算出します。水道事業経営は独立採算制を原則としていますので、料金回収率は100%以上を目標としています。

本市の料金回収率は、過去10年間において平成21年度(98.2%)をピークに年々下がっており、平成26年度には75.8%まで下がっています。

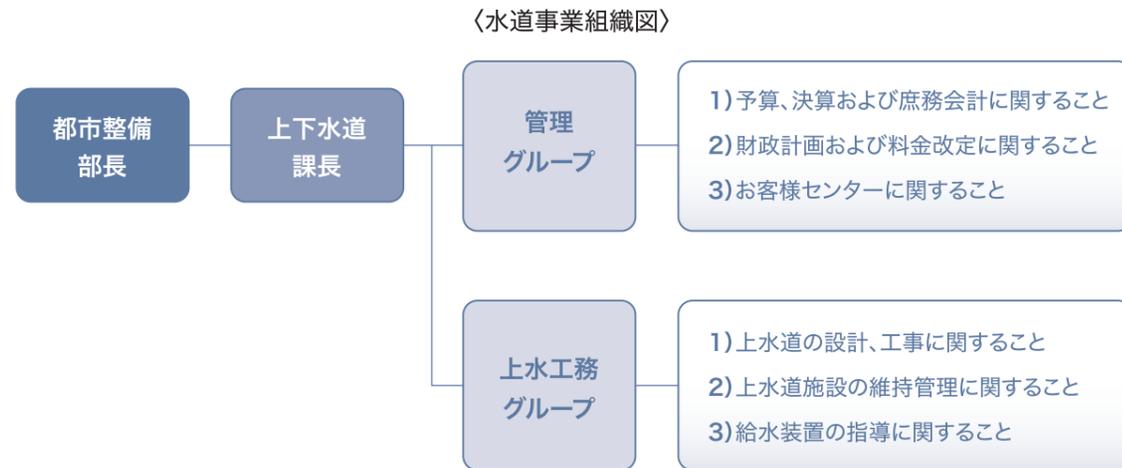
近年では少しずつ改善してきていますが、80%以下の数値が続いているため、今後100%に近づけていく必要があります。



3.3.3 運営体制

1 鯖江市水道事業組織

本市水道事業は、上水道の調査、計画および財務などを担当する管理グループと上水道の設計や工事、施設管理などを担当する上水工務グループから構成されています。

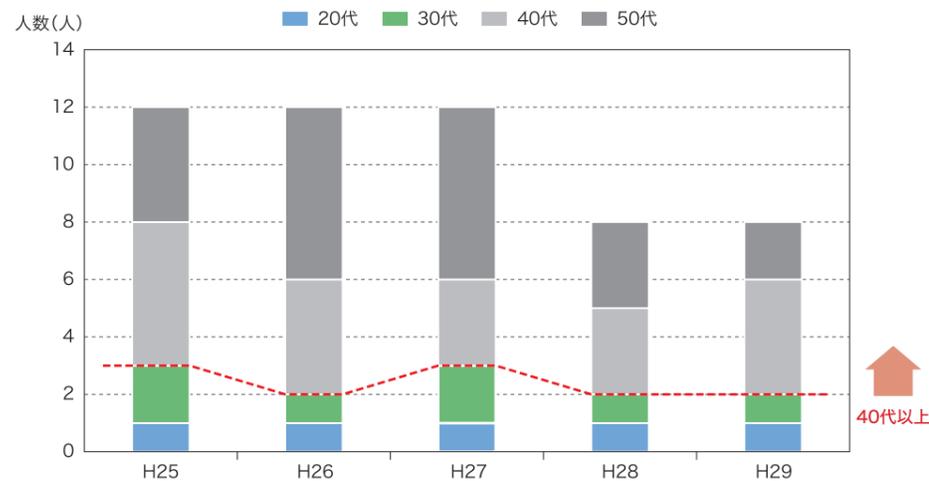


2 職員構成

職員数は平成25年度から現在まで12人から8人へと減少しています。ベテラン技術者の定年退職などが職員数の減少に影響しているため、実質1人当たりの業務量としては増加している状況です。

職員を年代別で見ると、8人中6人が40代以上の職員となっており、技術継承や人材育成が課題となっています。今後、ベテラン職員の退職や更新需要増大に伴う工事量の増加などにより、ますます職員の業務量が増加することが見込まれます。

そのため、民間活力の導入や広域的な連携による効率化など、多様な管理運営体制の検討も必要です。



3 お客様サービスおよび広報

◆鯖江市上下水道お客様センターの開設

本市では、お客様サービスの向上と経営の効率化を図るため、平成28年10月から「鯖江市上下水道お客様センター」を開設し、下表の業務を専門性の高い民間の業者に委託しています。

委託業務			
1	窓口および電話受付業務	9	検定満期メーター交換およびメーターほか在庫管理業務
2	水道メーター検針業務	10	水道給水施設窓口業務
3	水道の開栓休止業務	11	給水装置工事申請受付業務
4	上下水道料金の賦課業務	12	指定給水装置工事事業者の申請受付業務
5	上下水道料金の収納業務	13	水質検査業務
6	滞納整理業務	14	定期洗管作業業務
7	給水停止業務	15	上水道管路修繕対応業務
8	会計処理業務		

◆水道料金支払い方法への取り組み

以前より、水道料金納付においてコンビニでのお支払いやクレジットカード決済を導入しています。

また、これからのキャッシュレス化社会に対応するため、平成26年3月より「web口座振替受付サービス」の開始、平成30年4月には「スマホアプリによる納付」が可能になり、利便性の向上を図っています。

◆情報提供

本市では水道料金、水質検査結果、トラブルの対処法などの情報をホームページで公開しています。

また、水道に関する申請や手続きの方法なども掲載しており、わかりやすい情報提供に努めています。

鯖江市ホームページアドレス <https://www.city.sabae.fukui.jp/>

上下水道のページ

https://www.city.sabae.fukui.jp/kurashi_tetsuduki/jogesuido/index.html

◆水環境教育

本市では水資源の大切さと水道事業の関わりを伝えることを目的とし、小学生や高齢者を対象として上水道管理センターや配水池などの見学を実施しています。

3.3.4 環境への配慮

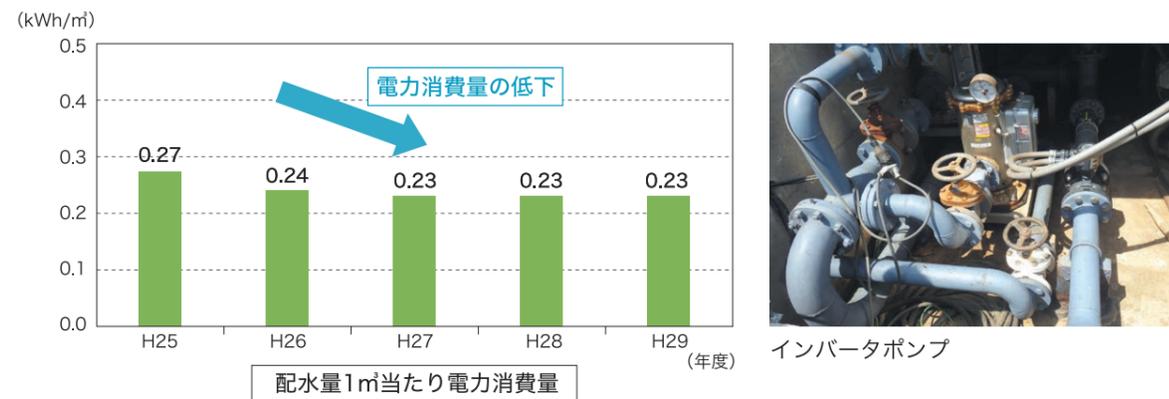
1 省エネルギー

本市は平坦地と山地から形成された地形で、高低差が大きいといった特徴があります。

このため、各家庭に供給するまでには数多くのポンプ場が必要となり、多くのエネルギーを消費しています。

これまでも、電力消費量低減のため、インバータポンプなどの省エネ機器の導入を行っており、下図のとおり配水量1㎡当たり電力消費量は少しずつ低下して、近年では一定値を保っています。

今後も電力消費量の少ない機器の採用や配水区域の見直し、施設統廃合によるポンプ場の廃止などにより、環境への配慮や経営の効率化を図ることが必要です。



2 漏水対策

水資源の有効利用や有収率の向上につながることから、範囲を決めて計画的に管路の漏水調査や漏水箇所の補修に努めています。

3.3 現状と課題

持続

- 水道施設の老朽化が進んでいるため、その更新が必要となります。
- 水需要の減少により年々施設効率が低くなってきており、将来の水需要に応じた施設規模の見直しが必要です。
- 水需要の減少などにより厳しい財政状況が続いているため、経営改善を行う必要があります。
- 職員が減少していくなか、今後どのように技術を継承していくかが課題です。
- 水道施設ではインバータポンプなど省エネ機器を導入していますが、今後も環境負荷の低減に向けた取り組みが必要です。
- 窓口業務の民間委託などサービスの向上に努めてきましたが、今後さらなるニーズに対応していくことが必要です。

3.4 前回ビジョン施策の進捗状況

下表は平成21年度に策定した「鯖江市水道ビジョン」で掲げたそれぞれの施策について、これまでの取り組み状況を整理しました。

基本方針	目標	〈施策の取り組み状況〉	
		施策	取り組み状況
安心して 飲める 水道水の供給	1.水道管理体制の強化	①水資源の保全	・関係者と連携し継続実施
		②水質管理体制の継続	・関係者と連携し継続実施
		③残留塩素の監視	・24時間連続監視を継続実施 ・市内12箇所毎日検査継続実施
		④法規制への対応	・基準値改定、水質項目追加による対応実施
	2.情報の提供	①ホームページによる情報提供	・水質に関する事項をはじめ、随時ホームページで公表
		②水質検査計画・結果の公表	・毎年度ホームページで公表 ・H25 用水供給事業水安全計画策定
③水環境教育の推進		・小学生見学会実施 ・「学びバス」で施設見学実施	
いつでも 使える 水道水の供給	1.水資源の確保	①県水の受水	・H18より段階的受水、H25より契約水量受水
		②漏水調査の実施	・定期的に継続実施
	2.管路・施設の老朽化対策	①老朽管の更新	・継続実施
		②老朽施設の更新	・施設の統廃合実施
	3.管路・施設の耐震化	①重要管路の耐震化	・H29 管路の評価 ・H30 対象路線決定
		②重要施設の耐震化	・H23 下新庄配水池完成 ・H30 施設の統廃合検討
	4.危機管理体制の強化	①応急給水体制の強化	・自治体、民間事業者と協力協定の締結 ・資機材の計画的な保有
		②危機管理マニュアルの充実	・H18 危機管理マニュアルを随時見直し
将来へ つなぐ 水道の運営	1.経営基盤の強化	①経営の効率化	・H28 お客様サービスセンターを開設し、窓口業務を民間委託 ・遊休資産の処分 ・滞納整理の継続的実施
		②適正料金の検討	・H30 アセットマネジメントで検討
	2.技術の継承	①技術者の確保	・市定員管理計画に基づき実施
		②職員の育成	・日本水道協会の研修や講習会を活用して継続実施
	3.利用者へのサービス	①ホームページによる情報提供(再掲)	・ホームページでの公表継続実施
		②広報誌などによる情報提供	・広報による連絡、PR継続実施
環境にやさしい 水道の推進	1.省エネルギーの推進	①省エネ機器の使用 ②給水区域の検討	・ポンプ更新時、高効率モータ導入 ・給水区域変更によるポンプの廃止
	2.資源の再利用	①建設副産物の再利用促進	・再利用継続実施

次に、前回の水道ビジョンで掲げた目標値の達成状況を示します。

〈目標値の達成状況〉

基本方針	指標No.	進捗管理項目	H20実績	H31目標 (前回ビジョン)	H29実績
安心して 飲める 水道水の供給	旧1104	【水道基準不適合率】 現状の0%を維持する。	0%	0%	0%
	旧1106	【塩素臭から見たおいしい水達成率】 現状の100%を維持する。 また、塩素量の低減化に努める。	100.0%	100.0%	100.0%
いつでも 使える 水道水の供給	B501 (旧2101)	【経年化浄水施設率】 現在の0%を維持する。	0%	0%	0%
	B503 (旧2103)	【経年化管路率】 今後も計画的な更新を行い、 現在の1.8%を維持する。	1.8%	1.8%	15.3%
	B604 (旧2209)	【配水池耐震施設率】 耐震診断を実施し、必要に応じ補強を行い、 耐震化率89.0%を目標とする。	83.9%	89.0%	95.2%
	—	【重要管路の耐震化率】 計画的に耐震化対策を実施し、現在22.9%から 30.1%に向上することを目標とする。	22.9%	30.1%	39.5%
将来へ つなぐ 水道の運営	C101 (旧3001)	【営業収支比率】 今後給水量の減少、県水受水量の増加、 事業費の拡大により数値は低下すると 考えられるが、現状値を維持し目標値は 110.0%と設定する。	106.9%	110.0%	85.8%
	C103 (旧3003)	【総収支比率】 常に利益が得られる 100%以上を目標値とする。	100.4%	100.0%	86.0%
	B112 (旧3018)	【有収率】 目標値を91.0%に設定し、 さらなる有収率の向上を目指す。	88.9%	91.0%	91.5%
環境にやさしい 水道の推進	B301 (旧4001)	【配水量1㎡当たりの電力消費量】 目標値を0.43kWh/㎡に設定し、 さらなる電力消費量の削減に取り組む。	0.44 kWh/㎡	0.43 kWh/㎡	0.23 kWh/㎡



- 水質基準や塩素臭に関する指標は目標を達成しています。また、電力消費量は目標以上に削減できています。有収率についても、ほぼ目標を達成しています。
- 管路の経年化や水道施設の耐震化に関する指標、経営に関する指標の目標は達成できていない項目もあります。
- 今後は経営の健全化とともに、水道施設の耐震化・老朽化対策への取り組みが必要です。

第4章 目指すべき方向性

4.1 基本理念

「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、水道事業として「安全・安心でおいしい水の安定供給」を目標に掲げています。

また、前回ビジョンでは「自然に育まれた、ふるさと鯖江の、^{いのちみず}生命水」を基本理念として事業の推進に努めてきました。これらを踏まえ、これからも市民のみなさまに安心して快適に暮らしていただくために、鯖江市水道事業ビジョンの基本理念を「^{いのちみず}どんなときも鯖江の未来を支える生命水」としました。

この理想像の実現に向けて取り組むことで、市民のみなさまに信頼される水道事業を目指します。

基本理念

どんなときも鯖江の未来を支える^{いのちみず}生命水

4.2 基本方針

水道事業は、市民生活を支えるうえで必要不可欠なインフラとして、日常の安全な水道水の安定供給はもちろん、災害などの緊急時においても強い水道システムを構築し、市民のみなさまの信頼を得ながら次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市水道事業が取り組む基本方針(目標)は、**SA B A E**の頭文字をキーワードとして、安全「**safety**」、強靱「**backup**」、持続「**endless**」の3つを掲げ、厚生労働省公表の「新水道ビジョン」の基本方針と整合を図りました。今後は基本理念の実現に向けて、これら基本方針に基づく施策に取り組めます。



安全な水道水の安定供給

これからも市民のみなさまに
いつでも安全な水道水を安定供給すること



もしものときの災害対策

地震や濁水などの災害に対して
強い水道システムを構築すること



未来につづく水道事業

持続可能な水道事業を目指すため、適切な水道施設の更新および
経営の効率化・健全化による事業基盤の強化を図ること

第5章 重点取組項目

5.1 施策の体系

今後対処すべき課題を踏まえ、この10年間の重点取組項目を以下のとおり設定し、これらに沿って主要施策を進めていきます。



「どんなときも鯖江の未来を支える^{いのちみず}生命水」の基本理念のもと、理想像の実現に向けて「安全(safety)」、「強靱(backup)」、「持続(endless)」をキーワードとした8つの重点取組項目と24の主要施策の実行により、市民のみなさまに満足していただける水道を目指します。



5.2 重点取組項目と施策【安全】

安全 safety 重点取組項目 **1** 水源保全とリスク対策

主要
施策

主要施策 1 自己水源の適正管理

自己水源の地下水(浅井戸・深井戸)は、今後の水需要に合わせて適正な取水を行うことによって、良好な水道水源の維持に努めます。

主要施策 2 水源汚染対策

井戸から揚水している地下水は良質な水源ですが、万が一の汚染に備えて水質監視を常時行います。

主要施策 3 水源の安定性確保

1日20,000m³を受水している日野川地区水道用水供給事業だけに頼らず、自己水源を確保することで、安定した水道水の供給を実現することはもとより、地震や渇水などのリスク対策も図ります。



指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均(H28)
自己水源水質事故件数(件)	0	0	0
自己保有水源率(%)	60.0	60.0	58.0

(同規模団体…人口5万~10万人)

効果

水源を守り、将来にわたってより安全・安心な水を届けることができます

安全 safety 重点取組項目 **2** 水質管理の徹底

主要
施策

主要施策 4 水質検査の実施

水道法に基づく水質検査を継続するとともに、今後水質基準が強化される場合など、必要に応じて法規制への対応を速やかに遵守し、安全な水道水を供給します。



主要施策 5 水安全計画の検討

水源から蛇口まですべての過程において、想定されるリスクに対する分析や評価を行い、安全性の高い水道システムを構築するために、通達や法規制など必要に応じて「水安全計画」を策定します。

主要施策 6 水道水質に関する情報発信

継続して水質検査の結果を公表します。また、水質に関する情報も随時お知らせします。



指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均(H28)
平均残留塩素濃度(mg/L)	0.30	0.30	0.40
総トリハロメタン濃度 水質基準比率(%)	18.0	18.0	20.4

効果

水質管理の徹底を図ることで、市民のみなさまに安全・安心な水を届けることができます

5.3 重点取組項目と施策【強靱】

強靱 backup 重点取組項目 **3** **危機管理の徹底**

主要
施策

主要施策 7 危機管理マニュアルの充実

災害発生時において職員が適切な行動ができるように、危機管理マニュアルを整備しています。今後も随時見直しを行い、内容の充実を図ります。

また、東日本大震災による水道施設・管路の被害、断水などの影響を踏まえ、将来同様の災害が発生した場合に備えて、様々な制限がある中で水道事業の継続方法を検討します。

主要施策 8 応急復旧・応急給水体制の強化

災害による被害が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、応急復旧および応急給水を行うとともに、災害協定を締結している団体の協力も得ながら、水道の早期復旧に努めます。

また、災害時の対応として、給水タンクや非常給水袋などの応急給水資機材を計画的に備蓄します。

主要施策 9 災害時における連携の強化

災害が発生した場合に、市民のみならず関係団体が連携して、速やかな応急復旧や円滑な応急給水の実施を目指します。

そのため、定期的な防災訓練を通じて、応急復旧や応急給水活動の周知に取り組みます。



指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
災害対策訓練実施回数 (回/年)	3	3	2
応急給水施設密度 (箇所/100km ²)	3.5	3.5	23.9

効果

いざという時に迅速な行動に移すことが可能となり、被災した場合であっても早期に復旧する体制が整います

強靱 backup 重点取組項目 **4** **水道施設の耐震化**

主要
施策

主要施策 10 水道施設の耐震化

地震発生時における被害軽減に向けて、耐震性を有していない水道施設の統廃合を進めるとともに、今後も使用する施設は重要性や緊急度を勘案し、順次耐震化に取り組みます。

主要施策 11 重要管路の耐震化

避難所や救急病院へ給水している配水管や緊急輸送道路に布設されている管路など、重要度が高い路線から優先的に耐震化に取り組みます。

主要施策 12 耐震化状況の情報発信

情報はホームページで公開しています。また、出前講座などを通じて、水道利用者の理解と水道事業者の説明責任を果たしていきます。



指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
配水池の耐震化率(%)	95.2	97.7	55.9
重要管路の耐震化率(%)	39.5	52.8	20.2

効果

地震や大規模災害に強い水道システムが構築できます

5.4 重点取組項目と施策【持続】

持続 endless 重点取組項目 5 老朽施設の更新

主要
施策

主要施策 13 計画的な水道施設更新と維持管理

老朽化した管路は計画的に更新を進め、漏水の発生や事故などによる管路被害の低減を図ります。

特に重要な管路については優先して取り組みを実施します。

また、施設については早期に補修や修繕を行い、施設の延命化を図りながら順次更新を行います。

主要施策 14 事業の効率化

本市では道路改良工事など、他部署との連携を図りながら工事を行っています。

今後はアセットマネジメントによる更新費用を把握し、計画的に設備投資や老朽施設の更新を進めます。

また、設計施工の一体発注など多様な発注方式を検討し、事業一元化による効率化や事業期間短縮による合理化の推進など、経費の削減と事業の効率化に取り組みます。

主要施策 15 施設規模の適正化

将来の水需要の減少を踏まえ水道施設規模や水運用方法を見直し、配水池、ポンプ施設の統廃合や管路のダウンサイジングを行います。これにより、施設規模を将来に合わせて適正化するとともに、更新投資額の削減や維持管理の効率化を図ります。

指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
管路の更新率(%)	4.6	6.2	—
老朽施設の適正化(箇所)	0	4	—

効果

日常生活で断水することなく、快適な水道水を使用することにつながります

持続 endless 重点取組項目 6 運営基盤の強化

主要
施策

主要施策 16 水道料金適正化の検討

将来の水需要減少に伴い、水道経営はますます厳しくなっていくものと想定しています。

今後は安定した事業経営を行うため経営改善などに取り組むとともに、水道料金の適正化を検討します。

また、未納料金の回収強化や遊休資産の処分など、経営効率化に向けて継続的に取り組みます。

主要施策 17 水道技術の継承

持続可能な事業運営に向けた水道技術のため、実務上のOJTによる教育訓練のほか、若手技術者の計画的な講習会への参加、県・近隣市町と勉強会を実施します。

また、施設運転や現場管理に必要な各種技術情報の整理、あるいは施設・設備の台帳を作成し、職員全員が情報を共有し、維持管理を適切に行えるように努めます。

主要施策 18 広域的な連携や官民連携活用の検討

水道事業運営の効率化や充実を図るため、窓口業務などの民間委託を今後も積極的に活用し、運営基盤の強化に取り組みます。

また、国が推進している広域化や官民連携、あるいは水道経営、技術継承など、水道全般について県や近隣自治体とも連携し、勉強会や意見交換を通じて基盤強化に向けた多様な形態を検討します。

指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
総収支比率(%)	86.0	100.0	114.7
営業収支比率(%)	85.8	99.2	105.8
料金回収率(%)	78.1	93.8	107.5

効果

将来にわたって利用者の方々に、可能な限り低廉な水道水を供給することにつながります

5.4 重点取組項目と施策【持続】

持続 endless 重点取組項目 7 環境対策の推進

主要
施策

主要施策 19 省エネに配慮した機械・電気設備の更新

本市の水道は地下水の汲み上げや土地の高低差が大きいことから、取水ポンプや送・配水ポンプなど電力を使用する施設が多く、そのエネルギー消費を抑制する環境配慮のための取り組みが求められます。

そのため、これらの設備が老朽化し更新が必要となった場合に、積極的に省エネ機器を導入します。

また、今後の施設統廃合により配水池やポンプ施設などを廃止することで、より一層、使用量の削減を目指します。

主要施策 20 リサイクル製品などの活用

工事で発生する建設副産物は再利用を図るために、今後も適正な処理を行っていきます。

また、使用する材料についてはリサイクル製品などの環境に配慮したものを積極的に使用します。



主要施策 21 漏水調査の計画的な実施

今後、管路の老朽化が進むことにより、漏水率が徐々に高くなることが予測されるため、優先順位を定めて計画的に漏水調査を実施します。

この調査の実施により漏水箇所を早期に修繕することで、水資源の有効利用を図り、管路事故の防止に努めます。

指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
配水量1㎡当たり 電力消費量(kWh/㎡)	0.23	0.20	0.45
漏水率(%)	5.9	5.0	5.1

効果

省エネルギー化の取り組みおよび資源の有効利用を積極的に推進することで、地球環境に配慮する水道事業者の責務を果たすことができます

持続 endless 重点取組項目 8 お客さまに向けた取り組み

主要
施策

主要施策 22 お客さまの利便性向上

水道料金のお支払いについてはクレジットカードやwebでの支払いなどに取り組んでいますが、今後さらに、IoTの利用やキャッシュレス化社会を見据え、お客さま視点に立って利便性向上に努めます。



主要施策 23 窓口サービスの充実

今後もきめ細やかなサービスを提供するため、継続して民間事業者の高いノウハウを活用していきます。

また、さらなるサービス向上への取り組みを進め、お客さまに信頼される水道を目指します。

主要施策 24 水道事業のPR

ホームページや広報のほか、小学生に対する施設見学や市民向けへの学習活動を通じた水道事業への理解を深める活動を推進します。



指標

指標	H29実績	R10目標	同規模団体平均 (H28)
水道サービスによる苦情 対応割合(件/1000件)	1.1	1.0	—

効果

市民のみなさまの理解と信頼を得ることにつながります

第6章 進行管理

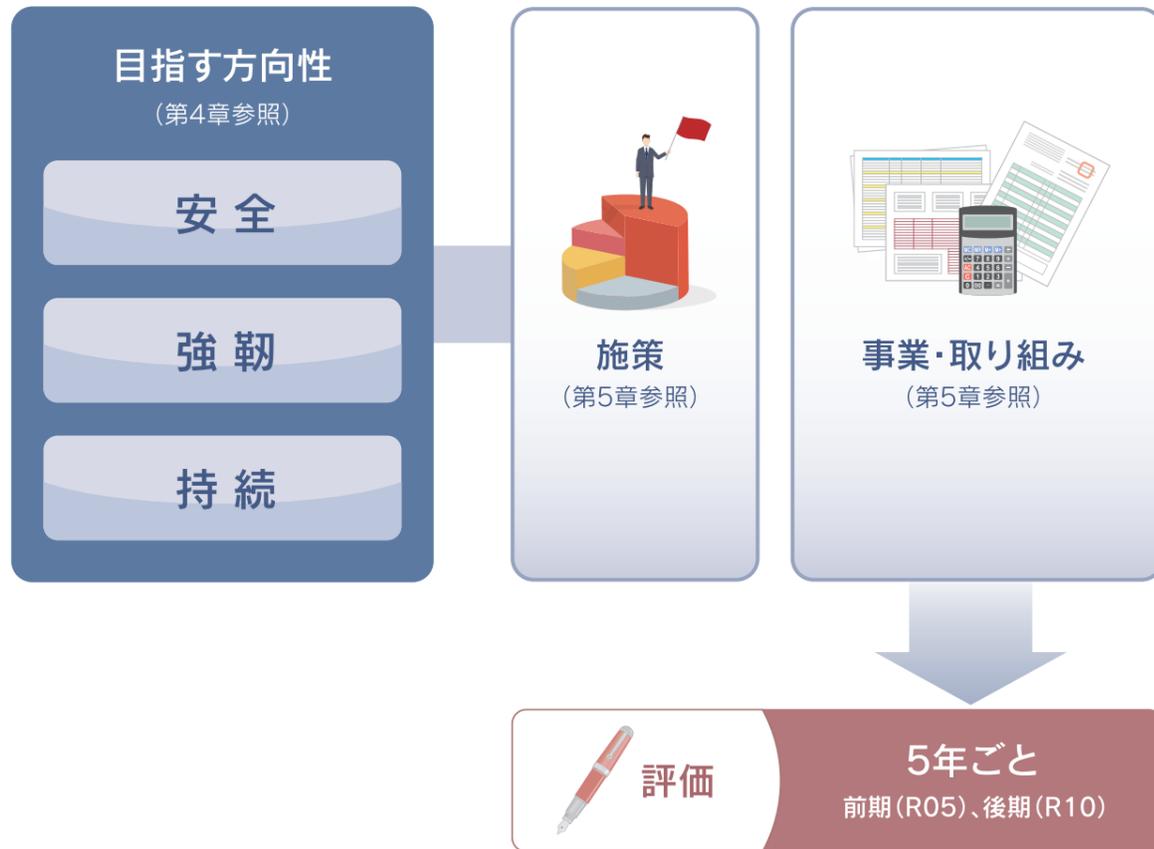
6.1 フォローアップ計画

「鯖江市水道事業ビジョン」は、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間としています。
 今後事業計画に基づき取り組みを実施していくうえで、目標達成のためには施策の進捗管理とその評価が必要です。

この施策を確実に実施していくために、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検、評価)・Action(改善)のサイクルに基づいたフォローアップを行い、事業の進捗状況を管理します。

また、5年ごとに目標の達成度などを評価し、今後の事業の推進や計画の見直しにつなげます。

さらに、この結果をホームページで公表し、お客さまからのご意見をいただきながら取り組みに反映していきます。



●PDCAサイクルのイメージ



PDCAサイクルとは

Plan(計画)
 従来の実績や将来の予測などをもとにして事業計画を策定する。

Check(点検・評価)
 計画に沿っているかを定期的に確認する。

Do(実行)
 計画に沿って事業を実施する。

Action(改善)
 計画に沿っていない場合は改善処理を行う。

第7章 参考資料

7.1 用語解説

あ行

ICT

(Information and Communication Technology)

情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。よく知られる言葉に「IT(情報技術)」がありますが、これにコミュニケーションの要素を含めたものがICTです。



アセットマネジメント

資産(アセット)を効率よく管理・運用(マネジメント)することです。水道事業においては持続可能な事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠であり、これらを組織的に実践する活動のことです。

一日最大給水量

水道事業者などから各戸に飲用に適する水を供給することを給水といますが、1日に給水される水量のうち、1年間を通じ最大のものをいいます。

水道施設の整備を行う場合、この水量が計画の基準水量となります。

一日平均給水量

給水された1日当たりの平均水量のことで、 m^3 /日で表されます。1年間の給水量合計を年日数で割って求められます。

塩素滅菌

塩素の強い殺菌作用によって水道水中の一般細菌を殺菌消毒することです。

OJT

(On-the-Job Training)

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成することです。



か行

簡易水道事業

計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業のことです。

企業債

地方公営企業が行う建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債(借入金)をいいます。

企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額または一定期間に支出する元金償還金の総額をいい、地方公営企業の経理上、資本的支出として整理されます。

給水区域

当該水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいいます。水道事業者は、この区域内において給水義務を負います。

給水収益

水道事業会計における営業収益の1つで、通常水道料金として収入になる収益のことです。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれません。水道法に規定する給水人口は事業計画において定める給水人口(計画給水人口)をいいます。

緊急遮断弁

地震や管路の破裂などの異常が発生すると、自動的に閉止できる機能を持った配水池に設置する弁(バルブ)のことです。

クリプトスポリジウム

人などの消化管に寄生する原生動物(原虫)であり、感染した場合、腹痛を伴う激しい下痢、発熱などを引き起こします。塩素に強い耐久性があるため、塩素殺菌で死滅させることは困難です。



経年化資産

法定耐用年数の1.5倍を超えていない資産。

健全資産

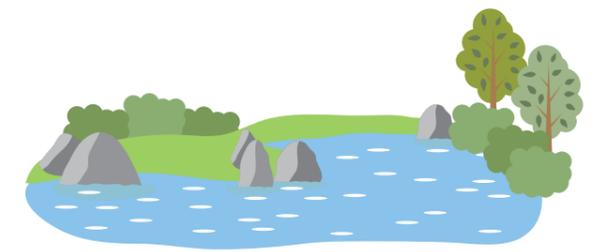
法定耐用年数を超えていない資産。

減価償却費

構築物や設備などの価値は時間の経過とともに減ると考え、その額を支出として計上するものです。実際の支払いは発生せず、内部留保資金となります。

原水

浄水処理する前の水。水道原水の大別としては地表水と地下水があり、地表水には河川水・湖沼水・貯水池水が、地下水には伏流水・井戸水などがあります。



広域化

水道事業者の経営基盤や技術基盤の強化のため、市町村の行政区分を越えて事業統合や共同経営、管理の一体化などを実施することです。

公営企業管理者

地方公営企業(都道府県および市町村が経営する現業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業)の管理者のことをいい、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長(都道府県知事、市町村長、広域連合長)が任命します。



硬質塩化ビニル管

铸铁管などと比べ軽量で施工性に優れており、腐食に強く、経済的にも優れた配管材料です。

更新需要

水道施設や管路の更新に必要な投資額を概算したものです。固定資産台帳の帳簿原価を現在価格に補正したものを更新需要としています。



コーホート要因法

将来人口を予測する方法です。男女別5歳毎に分類して、社会増減要因(転入と転出)、自然減少要因(死亡)や自然増加要因(出生)から予測する方法です。

国庫補助金

国が主に地方自治体の財政負担軽減のため、地方自治体に任意に交付する(地方財政法第16条)補助金です。

さ行

残留塩素濃度

殺菌力のある塩素系薬剤を有効塩素といい、殺菌や分解してもなお水中に残留している有効塩素を残留塩素といいます。日本の水道水は昭和32年に制定された水道法によって、蛇口での残留塩素濃度を0.1mg/L以上保持するように定められています。

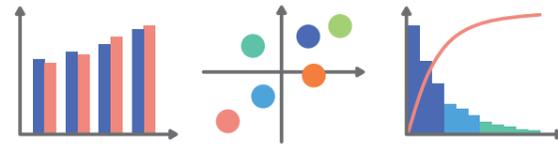


紫外線処理

紫外線の持つ殺菌作用を利用する消毒法です。クリプトスピリジウム対策として、比較的安価な方法です。

時系列傾向分析

ある対象に関する数量の継続的な時間変動を分析し、将来の予測に役立てる手法のことです。株価・為替レート・消費需要・気温や雨量などの自然現象について、その変動の傾向・周期・不規則な振る舞いなどを、解析的・統計的・確率的な手法を用いて分析することを指します。



自然流下

ポンプなどの動力を利用せずに、地盤の高低差による位置エネルギーを利用して水を流下させることをいいます。

受水費

水道用水供給事業者から供給を受ける用水などの受水に要する費用です。

浄水処理

水道水としての水質を得るため、原水水質の状況に応じて水を浄化することです。固液分離プロセスと殺菌プロセスとを組み合わせるのが中心となっています。塩素殺菌のみの方式、緩速ろ過方式、急速ろ過方式、膜ろ過方式、紫外線処理および高度浄水処理(活性炭処理法、オゾン処理法、生物処理法など)を組み合わせで行います。



上水道事業

水道事業のうち、計画給水人口が5,001人以上の水道事業のことです。

水道事業ガイドライン(PI)

水道のサービス水準の向上を目的として、水道施設の整備状況や経営状況など水道事業の状況をわかりやすく評価するため、公益社団法人日本水道協会が規格として制定したものです。平成28年3月に「水道事業ガイドライン(JWWA Q100):2016」に改訂されました。



水道施設台帳

水道施設の位置、構造、設置時期などの施設管理上の基礎的事項を記載したもので、水道施設の適切な維持管理・更新を行ううえで必要となるものです。

浅層地下水

帯水層の上部・下部を加圧層で挟まれた地下水のうち、一般的には20~30m程度より浅い層にあるものをいいます。

た行

ダクタイル鑄鉄管

鑄鉄管に含まれる黒鉛を球状にしたものであり、鑄鉄管と比べて強度や靱性に富んでいます。施工性に優れており、水道用管として広く普及しています。

濁度

水道水中の濁りの程度を数値で表したものです。

WHO

(World Health Organization:世界保健機関)

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関です。



貯水槽水道方式

3階以上の建築物や一度に多量の水を使用するところでは、水道水を一旦受水槽に貯め、これをポンプや自然落差を利用して各家庭や蛇口に給水します。受水槽を含む全体の給水設備を貯水槽水道といいます。

直結給水方式

配水管の圧力でご家庭の蛇口まで水を送る方式です。

独立採算制

事業に必要な経費を経営に伴う収入(水道事業の場合は主に水道料金)をもって充てる仕組みです。

な行

内部留保資金

減価償却費などの現金支出を伴わない経費や、収益的収支における利益によって企業内に留保される自己資金のことです。将来の投資資金として確保されるほか、資本的収支の不足額における補填財源などに用いられます。

二部料金制

水道施設・設備にかかる固定費を安定的に回収する基本料金と使用水量に応じた超過料金とを組み合わせた料金体系です。

は行

配水池

浄水場から送り出された飲み水を一時的に貯めておく施設のことです。ほとんどが標高の高い場所にあり、自然落差を利用して家庭に給水しています。

配水量

浄水場、配水池から配水管に送り出された水量のことです。

HACCP

(Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

PPP/PFI

PPP(Public Private Partnership)とは、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念であり、民間の関与の仕方によって多様な分類があります。代表的なものとしてPFI(Private Finance Initiative)や包括的民間業務委託などがあります。



負荷率

一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合を表すものです。水道事業の施設効率を判断する指標の1つで、数値が大きいほど効率的であるとされています。

法定耐用年数

法律で定められた耐用年数(本来の用途に使用できると見られる推定年数)のことをいいます。水道事業の場合は地方公営企業法施行規則で定められています。

ま行

水安全計画

水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムの構築を目的として策定するものです。



や行

有収水量

料金徴収の対象となった水量および他会計などから収入のあった水量のことをいいます。

有収率

有収水量を給水量で除したものであり、施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかどうかを確認できます。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用、廃棄の段階をトータルして考えたものです。初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費・保全費・更新費などのランニングコストにより構成されます。

漏水調査

埋設された水道管路からの地下漏水を早期に発見することで、道路陥没などの事故防止、修繕部位の特定のほか、貴重な水資源の有効利用を目的とするものです。

老朽化資産

法定耐用年数の1.5倍を超えている資産。